

【資料】

御穿鑿者口書

(寛政十〇十二年) Ⅲ

読み取れる事柄

林 紀 昭

江戸時代後半の岡山藩の刑政の取り組みの一端を垣間見ることが出来るように思われる。本稿は翻刻・読解した折りに抱いた疑問点の中から、読み取れた事柄を思いつくままに眺めてゆく事にする。なお前号迄に表示した一件毎の通し番号＋容疑者等の名で以て、利用する史料を把握できるように配慮している。

『法と政治』六十四卷第二号で岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫中「御穿鑿者口書(寛政十〇十二年)」を翻刻した(2013年7月)。それを受けて、第三号で同書収載の各事件の内容を解説して、一件口書の構成・供述内容の分析(供述獲得に向けての藩の取組、それに対する被疑者の対応)・被尋問者への刑罰等の対処・その後の岡山藩の取組のあり方について触れてきた(2013年11月)。僅か三年間の記録の上、その期間内に発生した多様な事件の容疑者等への尋問に対して供述を行った口書を、編年順に列記したに留まる様に見受けられる史料だが、矢張り116件の口書を総合化すると、これ迄必ずしも明確にされてこなかった

表題の「御穿鑿者」の「穿鑿」とは何らかの特定の吟味手続きを指すのでは無く、『岡山県史』近世1の「犯罪事実の認定」の定義の如く一般的な意である。事実「刑罰書抜」『岡山県史』(24巻・近世資料編1・岡山藩文書所収、以下「書抜」——頁と表記する)寛永廿(1643)年七月朔日条では郡奉行二名に「穿鑿申付」られ、「弥穿鑿可仕与存参候」(639頁)とあり、事件の取り調べの意である。正保三(1646)年十二月朔日条では申事発生に伴い、池田光政自身が「御穿鑿被成被仰付」(640頁、光政日記では「能々せんさく仕申付候覚」(91頁)と記載する)れたが、この場合も取り調べの意である。「書抜」所収刑罰記事の比較的早い年次の中での用例を挙げたが、逆に遅い年次では事件記録整理者の変更になった為か、宝暦三(1753)年以降(1145頁)、「此者、——趣、御穿鑿之上白状、(牢舎)」

の用例が多出する。この場合も、容疑者が罪を犯したか犯罪内容を取り調べるという一般的な意である。この様に「書抜」に見える「穿鑿」の用語は一般的な意である。

別の視点からその問題を眺めると、当時の史料の中で、『藩法集1 岡山藩下』に所収の「法例集拾遺」巻九・罰事等に恐らく冊子名と考えられる「穿鑿留」の名が見える。その冊子が手掛かりとなると思われる。即ち「法例集拾遺」巻九・罰事・天が始まる六一三号〔貞享元子1684十月十九日〕に「穿鑿留十一番」と付記する〔三七一頁〕のを皮切りに、法例集拾遺採録事件の順に沿って飛び飛びに「穿鑿留何番」と付記し、七一九号〔文政二卯年1819九月〕には「穿鑿留六百八十四番」と付載されている。その後は単に「穿鑿留」と記載するだけで番号を付記しない史料が七〇四号から七三三号迄の間に散見される。巻三・牢屋敷、巻五・煩死、巻六・人馬帳出入、巻七・闕所、巻八・賞事等にも同様な史料が散見される。そこでは「穿鑿留」は配列・採録事件内容では「法例集拾遺」と厳密には一致はしないが、密接な関係を持つ事は否めない。その「法例集拾遺」巻九・罰事以下は一応編年順に配列されており、犯罪内容等に基づく部類分けはされていない。従って「穿鑿留」も「法例集拾遺」と同一性格故に、犯罪内容等に基づく部類分

けはされておらず、結果判例集成の様な役割を持つていなかったと認められる。厳密な編年順では無いと思われるが、刑事事件を年次に沿って配列した書と考えられる。そこでは事件の内容や手続きに相違が見受けられない以上、「御穿鑿結果を留めた記録」の意に留まると考えられる。従って同様な性格を持つ本冊子の「御穿鑿者」の用語も一般的な「御取り調べを受ける者」の意と考えるのが穏当である。「口書」は容疑者の供述書と理解する事には異論は無からう。ただ本冊子には容疑者のみに限定されず、関係者のそれも多く含まれている。もとより吟味過程で容疑者の供述に基づいて犯罪を犯したか、刑罰をどうするかを確定していく事になるのは当然だが、利害関係者等が証人として供述を求められて、その供述によって容疑者の有罪が左右される事はありうるので、その口書も一件記録に付綴される事になる。「書抜」では延宝元〔1675〕年七月十三日条〔73頁〕に肥後国大村の者が邑久郡に参り、逆上したのか順次数人を疵つけた事件で、彼の「盗人とはまり申候ニ付追散、式人手を負せ」た事を認め、「無調法仕、致迷惑候」等の内容の「申口」を載せるのを皮切りに、幾つもの「申口」や「口上」が散見される。元禄八〔1695〕年六月十六日条〔1028頁〕では、十四日夜に乱気を起こした武士

が母方の叔父やその子息に切り付け、それから外へ出て或る武士の家に侵入する事件を起こし、結果打首となったが、叔父の被害の状況の口上、母親から様子を承けた申口を付記する。その系譜に繋がるのが、容疑者以外に事件の供述者の供述も併載する本冊子である事は言うまでも無い。

因みに「穿鑿留」と「穿鑿」の名を共有する「御穿鑿者口書」であるが、両書の関係を示す史料は三点見出される。この事は「御穿鑿者口書」の史料が「法例集拾遺」に三点見出される事を意味する。

94 善助は最後迄犯罪を承認しなかった人物〔後述〕だが、「申口筋立不申」として長屋入りとなったが、小豆島での犯行故に、倉敷代官所へ移送、取り調べを受けた。その史料は池田家文庫中に「寛政十二申年より享和元酉年迄、備中子位庄村穢多善助小豆島瀧水寺ニ而致押取候一件」と題する一点文書として残る〔E4-155・マイクローリルTE D-113〕。その倉敷移送迄の動きは「法例集拾遺」巻九・罰事〔藩法集1 岡山藩下〕四〇三頁〕に六九〇号として「倉敷へ咎人被指立始末之事」と題し、老中安藤対馬守信成の差図で勘定奉行菅沼下野守定喜から岡山藩江戸留守居を呼び出して、倉敷代官所への移送の旨が伝えられ、指図方の手配、移送経過、翌年三月の倉敷牢拔迄の経緯等を

記載するが、この六九〇号には「穿鑿留六百六十五番下」と付載される〔但し六八九号にも同番号が検出される〕。

94 善助は裁決以降、文化元年二月三日倉敷で御仕置に「相成敷」と公式的な連絡は受理していない記述に留まる一方、六九〇号では享和二戌三月の善助等の牢拔以後、六月迄の関係者の記載はあるが、善助の情報は無い。このように両冊子が取り上げる善助の時期にズレがあり、両冊子間の交渉の薄い事が確認される。

同様な傾向は唯一人打牛事件で生き残った8六之介の口書でも見出される。口書では長年にわたる打牛を「不図心得違」し犯した事を供述した結果、牢舎となった事を記すが、彼はその後寛政十二年五月三日に不時御免により、家財闕所の上、郡払に切り換えられた。これに対して「法例集拾遺」巻七・闕所〔藩法集1 岡山藩下〕四〇三頁〕に五六三号として「其身妻子共郡払闕所之事」と題して、牢舎御免による出牢手続きや家財闕所の取計を記載する。ここでも「穿鑿留六百六十三番下」と付載する。「拾遺」では闕所・罰事と区分するが、「穿鑿留」番号は近接しており、「穿鑿留」も「御穿鑿者口書」と同様に編年順に配列されていた事を物語る。しかし、五六三号は僅かに朱書で「此者打牛イタシ候様子ニ付、大目付立会吟味之上牢舎」

と小字で付記する点が両史料の接点を物語るが、両冊子が取り上げる六之介についての記述の時期にズレが有り、両冊子間の交渉の薄い事が同様に確認される。

また数奇な人生を送ってきた112十吉は大坂で盗んだ町家の子を連廻った件で最終的に大坂町奉行所へ指立てられたが、「法例集拾遺」巻九・罰事〔藩法集1 岡山藩下〕四〇二頁〕に六八七号として「盗賊大坂表へ被差立事」と銘打ち、「穿鑿留六百六十五番別記」と付載する。文中「別紙重吉口書」とあるのは112を指すと思われる、それに基づき大幅に要約された内容を収載するが、高木甚右衛門より奥田亀左衛門宛か、書簡の形で載せる。大坂への搬送には独自の記載があり、前二史料と比べて接点はあるが、全く同じという訳では無い。

この様に両史料は共に「穿鑿」の語句を用い、編年体の史料集成である点では共通し、同一事件を取り上げる事例も存在するが、内容の点では繋がりは薄いと認められる。

冊子の構成を整理しておく。

例えば冒頭では「寛政十年三月四日御穿鑿左之通」として1 柁吉以下、6 磯七迄六件の口書を記載する。町手御内吟味〔39〕・御下詮義〔46〕等の下での穿鑿を経て、最終

の取調べによって容疑者が自らの犯行を承認する事を以て有罪を確認、裁決して入牢を決定する等した年月日を指す。寛政十〜十二年の穿鑿と記載ある月日を纏めておく。

寛政10	寛政11	寛政12
3月4日・5月3日・5月24日・9月4日・10月21日・10月24日・11月18日・12月24日	正月19日・3月26日・4月26日・5月26日・11月11日	3月16日・5月3日・5月27日・6月4日・10月2日・10月11日・10月27日

特定の日取りを決め穿鑿を行った訳では無い事が認められる。又ある年には穿鑿が行われた月が他の年には見受けられない場合もあるが、その月は被裁決者不在の為に穿鑿が行われなかったと言えるのか、目下解明に寄与する史料を持ち合わせていない。その中で異例な穿鑿が、寛政10年10月21日・10月24日と近接して被尋問者が一名宛で行われたが、これは両名の供述が全く異なるが、対決を避ける為に別々に行ったとの特殊な事情が関わったものである。

この穿鑿月日の記載の後に一件毎に、人別がある場合はその町村名〔父等が隠居せず現存する場合は誰々悴と肩書も記載する〕を、帳外の場合は生村名等と帳外の旨を肩書に記載して、容疑者名十申口を掲げ、その横に「歳——」

と穿鑿年の年齢を記載する。

その後「其方儀」が始まる吟味役人が抱く疑惑内容等を漠然としてか、或いは直接的にか尋問を發し、有りの俣に述べる様にと、ほぼ定式的な「有姿ニ申候様相尋候得者」との語句で以て容疑者の供述を求める。先ず吟味役人の尋問を冒頭に記載する事を特色とする。

これを受けて容疑者から懸けられた容疑に対する関与の有無について、「私義」が始まる供述を記載する。若し有罪となる行為を行った事を自ら認める場合、これ又定式的な筆者の造語の「詫び文言」を連ねて、最後に「泰忍人候」と結ぶ。但し幕府法では認められる末尾に本人も犯罪を行った事を承認しているとの意を持つ容疑者名の記載と爪印の写しの存在は本冊子では一切検出されない。

この犯行承認を受けて、例えば1では「右之通白状、牢舎」と牢屋に収容された旨の記載がある一方、2では紛失物に関与していないとの容疑者の抗弁が認められ、生活基盤のある村への復帰を認める「右申口一通り筋立候ニ付、本村戻り」との裁決が下された。その裁決を縮め「牢舎」又は「本村戻り」が冒頭の容疑者の名の上に記載される。但しその後身柄の変動が発生すれば、縮約裁決の下、又は傍らに1では「同年十一月廿八日牢死」、3では「同十二申

年二月六日追払」と記載する。

但し一件記録の中には、冊子では寛政九年で終わる「刑罰書抜」と類似した、本人名十(申口)十年齢の後に「趣意」に始まる罪状と裁決を記載し、名の上にその裁決を再記する形式の史料がある(48～51・62～84)。「刑罰書抜」では例えば半十郎は大坂で勘定詐欺を働きかけ、岡山へ戻されて牢舎となったが、寛政九年八月に追払になったと記載する。この場合寛政九年迄裁決が無かった事にはならない。

時期は不明だが、牢舎に収容との裁決が先ず下されて、寛政九年に至り追払に切り換えられたと考えるべきである。従って牢舎裁決の時期が不明である以上、結果入牢期間も判明しない(県史近世資料I 1175頁、本稿表参照)。このため追払にならずに、入牢中に死亡した者はその名や犯罪内容は「刑罰書抜」では出てこない事になる。

しかし、本史料表記では48惣兵衛は穿鑿結果、寛政十一年三月廿六日に有罪と認定され、牢舎となったが、翌年六月廿日、有徳院様五十回忌御法事御執行の大赦の恩恵を蒙り、「罪科御免」により追払になった事が認められる(同年『留帳』『刑罰并宥赦』『同日条参照』)。但し同様に同日牢舎を仰せ付けられた51伊勢次郎は入牢後七ヶ月余で死亡した。従来の「刑罰書抜」の様式では名が出て来る事が無

かった人物であるが、肩書から入牢、牢死の流れが判明する。このように寛政十年を境に「刑罰書抜」とは異なる尋問―供述の形式を採らない裁決史料が併記されている事由についても、目下解明の術を持たない。但し次冊の享和元1801～三年の「御穿鑿者口書」でも「刑罰書抜」類似様式の裁決記録が併記収載されている事を触れておく。

御穿鑿者口書及び「刑罰書抜」類似様式の裁決記録は同一筆で書写されていると思われる。「法制」分野のマイクロフィルムの史料解説を担当された中野美智子氏は御用所属の留方によって編纂されたと指摘するが、追記の「牢死」や「追払」の書き込みについては、出だしは墨の色・字の配置等から、本文と一体的に記載された様にも見える。しかし、後半になると、御家流の筆の点では共通するが、墨の薄い事例が出だし、中には極端に薄い事例も存在する〔前号で訂正した93文蔵誤読も、此の事由に基づく〕。それ故に口書全文は特定の者が寛政十二年以降の或る段階で清書するが、その段階で追記内容が判明していた場合はその折加筆し、その後の動きに応じて追記していったと考えておく。本冊子の機能に関わってくると思われる〔後述〕。

次に本冊子に収載された事件の採録の状況を眺めておく。

先ず民事事件の記載は無い。また武士に対しては、例えば二百石の山下文左衛門が娘を擲殺した件で寛政十二年召し捕らえられ、知行召放ちになったが、記載は無い〔同年『留帳』「刑罰附宥赦」七月十九日条・『池田家履略記』九五〇頁参照〕。高木左近右衛門屋敷に巣くう者共が茶屋で狼藉を働いた事は97橋次郎以下に取り上げるが、高木本人は御鉄砲引廻御免、知行百五十石取上の処分を六月廿八日受けた事は触れない〔同年『留帳』参照〕。足軽身分でも、伊木長門自分足軽の七右衛門が山田市右衛門役者善介を寛政十年十一月九日切り殺した件では、最終的に死罪となったが、この事件も触れない〔マイクロ一点法制史料・『池田家履略記』九四五頁参照〕。町方の管轄に属しない者は本手続きで処理されなかった事を物語る。町人等についても、「法例集拾遺」ではこの期間幕府諸機関へ咎人指立の記事が多いが、その中で五六四号〔寛政十年・穿鑿留六六三番下〕では、名主が欠落した後、彼の分米引負が発覚して、家族は村払、抱田畑家屋敷共は取り上げられた。また六八九号〔寛政十二年十一月・穿鑿留六六五番下〕では夫が妻と養子との間の密通を疑い、結果妻は長屋入りになったが、疑いが晴れた為、夫は養子実父に過料銀を差し出して解決した〔『藩法集 岡山藩1下』三四四頁・四〇

三頁」が、これらの史料も採録されていない。このように多様な事件が此の期間内にも勃発しているが、当然と言えば当然であるが、全てを採録している訳では無い。それでは採録基準は何かと問われると、牢舎収容の事件と言うのみである。但し『藩法集』として公刊の法例集や拾遺・『池田家履歴略記』・『市政提要』等の編纂史料、各年次の『留帳』「刑罰附宥赦」等や個別の事件冊子史料群等の中から、寛政十一年の關係事件記述を摘出してゆくと、本書だけでは知り得ない事件の分析を深める事は出来そうである。「参考史料」として採録に努めたい。

先ず岡山藩「御穿鑿者口書」史料の特色を、幕府申口史料と対比する事によって眺める。両史料は表題の通り犯行容疑者の供述が中心を占める事は共通するが、大きな相違が数点ある。幕府口書の現存史料は町奉行管轄下に限定されるが、その中で容疑者が自らの供述によって自らへの容疑内容が事実である事を任意に、或いは拷問が入るにせよ、承認する事が基本であり、その場合容疑者の最終供述内容のみを整理記載する。従って吟味役人が主体となって書面に出てくる事は無い。更に口書作成段階だけでなく、町奉行による「読聞」の段階に於いて、再度容疑者に自己の犯

行事実を確認させる手続きを設ける。「読聞」の段階で万が一容疑者が自らの犯行を否定したならば、改めて口書作成段階に戻る事になる。要するに口書として残された史料は犯行を承認して爪印を押ししたものに限られるのである。

更に幕府史料ではその自供を裏付ける為に、質屋等の関係者・被害者の供述を付綴するが、その際に最も留意されたのはその三者間の整合した供述の確保であった。このように幕府法下では容疑者が自らの犯した行為が犯罪である事を自らの供述で認める事に基本があり、事件を見聞きした人々の供述等が併記される事は、余程の事が無い限り無かったのである。

それに対して、岡山藩では当初は「刑罰書抜」を眺める限り犯罪者の口上「書」上申の形式が多いが、次第に容疑内容に関わる問題について供述を求め、容疑者が犯行に関わったか返答を行う尋問―供述のやり取りを記載する史料が増加してくる。既刊史料では享保十七（1732）年より翌年四月迄の「打牛仕候者一件」（『日本庶民生活史料集成』二五巻所収・1980年）の申口史料の内、「其外共不埒二相聞候、同類にて可有之と敵敷相尋候へハ」（139頁）と再尋問ではあるが、容疑者の申口の中に吟味役人の尋問の文言が挟まれて、再返答の記載されている事例が検出される。

近接した時期の史料では、寛政五十七年十二月に備中郡宇郡松島村神職三浦八百会が自宅で同村民三名を切り殺した事件〔E4-74・リールTED-013〕では、

寅五月三日

御穿鑿左之通

〔三名申口略〕

備中松島村前神職

三浦八百会事

久米次申口

歳四十

其方儀、六年已前酉年四月、同村松右衛門銀子を備中

三田村源太郎江取次いたし……段々及口論、松右衛

門父子三人共及殺害候様子、有姿ニ申候様相尋候へハ、

私義、先達而口書指上候節者偽り申上、心得違候段、恐

入奉迷惑候、早速御メリ被 仰付候中、段々相考候得者、

……悻孫之進江申付、留メを刺候様申付候へハ、則金

左衛門留メを刺、其外ハ私手ニ掛申候

右之通ニハ申候得共、松右衛門両はたぬきせり込候趣

ニハ相聞不申……是等之趣陳し不申、有躰ニ申候様、

猶又申聞候得ハ

只今申上候ニ毛頭相違無御座、松右衛門両はたぬき、爰

を切れと指さし候ニ間違無御座……及相對候上、松右衛門父子種々悪口仕、其上松右衛門両はたぬき、爰を切れと指出しせり込候ニ付、無是非切付申候

左様ニハ申候得共、先刻も申聞候通、松右衛門我察之

相對ハ不致……有躰之処申候様、押而申聞候へハ、

先刻より段々申上候通、松右衛門両はたぬき候と及見候

得共……其夕乱心同事ニ相成居申候故……私義、横

道仕居申ながら、御百姓三人迄及殺害候に付、重罪之段

嚴敷蒙御叱、其上此度神役御取上被遊、重々奉恐入候、

此上如何躰ニ被 仰付候而も、一言之申訳無御座、奉誤

入候

右之通白状

本事件では容疑者が被害者の挑発的姿勢に乗せられ殺害行為に及んだとする返答に対して、何回も尋問を重ねて、乱心同事でありながら殺害に及んだ事を最終的に認めさせ、後述する「詫び文言」を述べる。但し息子の場合は「右之通白状、牢舎」と記すが、父には自白した後の措置の記載は無い。これは断罪が待っているからであろうが、「御穿鑿者口書」では名の上にも裁決の内容の記載があるが、父子共にその記載は無く、当然であるが、死罪執行の月日等の記載も無い点、本来の口書の形式を留めると思われる

〔81字八郎の「断罪獄門」の表記法を参照の事〕。但し後にその問題に触れるが、末尾に容疑者名、及び爪印等の記載があつた形跡は認められない。

尋問の冒頭は既述の如く「其方儀」で始まる。大半を占める窃盗事件では「所々ニ而致盜候始末、有姿ニ申候様申聞候得者」と、具体的に事件に關与したとの何らかの根拠を以て陳述を求められる場合もあれば、容疑者が自発的に關与した窃盜を供述するのを待つて、漠然とした尋問を行う場合もある。例えば1 桎吉の「手相惡敷趣相聞候」と犯行を特定せずに、何らかの犯罪を犯した噂があるとの尋問を行う場合もある一方、打牛事件〔7〕25〕の如く特定の屠殺行為に關与の様子を具体的に尋ねる場合も多く検出される。その尋問に容疑者が容疑内容に關与したと自供すれば、それで尋問は終了する。

しかし、何らかの犯罪に關与していないかと尋問を受けた場合、容疑者が全く覚えが無いのに疑惑を向けられたとして否定するのは当然であろう。2 重蔵の場合、去年三月の夜の行動を尋ねられて、博奕の場に一旦顔を見せた後、立ち寄りもせずに、もう一人と同道で真つ直ぐ帰つたと返答した。吟味側はそこで日頃の行動の問題点を持ち出した

上で、阿部某留守の折りの紛失の発生はお前の仕業では無いかと尋問の狙いを明かしたが、阿部某小屋へ立ち寄つた事は毛頭覚え無いと強く否定した模様である。どうも有力な証拠無しでの取り調べであつたらしく、全く嫌疑が晴れた訳では無いとの意を込めた「申口は一通り筋立っている」として「本村戻」を認めざるを得なかつた。このような紛失金銭の発生に対して安易に被疑者を特定して〔別件での召し捕らえによつて〕取り調べを行った事例が3 むめ・39 伊三郎と散見される。これらの事件処理からは見込み調査から召し捕らえ、取り調べて裁決を旨指すお粗末な吟味のあり方を示す典型例とならう。

但し若し万一その事件に關与していたとしても、そこで犯罪關与を認めると刑罰が科される事になるので、当然一旦は否定する流れになる事も十分に予想される。打牛事件では高齢の20 弥右衛門が「病氣ニ而引籠り居」り、犯行も「見及不申」と、また24 喜平次も「及老年、引籠居申故、家内尙の様子、何事も一向寛不申候」と關与を否定する。小豆島で同類と申し合わせて瀧水寺へ押し入つた件で尋問を受けた94 善助は、共謀して盗みに入つた事は「決而寛無御座候」、ましてや盗品の配分を受けた事も「曾而無御座候」と完全否定する。そこで吟味役人側は彼を拷問にかけ

て、自供を引き出そうとした。またそこ迄は至らないにしても、20では「出直し」返答するよう指示し、罪には問われなかったものの、兄二人の乱闘騒ぎの原因を作った33しにも対しては、「強而不申候へハ、長く御こらしめ可被成」と、35樋之介では「目明し共に引替、強く拷問申付候」等と強迫的言辞で以て、自分達の意を満たそうとする再尋問を行う事になる。大半の容疑者はその段階で供述を変更するが、最後まで自己の犯行を否定する者が出現する事も予想がつく。

その事態に吟味側はどう対処したか、その問題に関連して、筆者の造語である口書末尾の「詫び文言」と、幕府口書の「吟味詰り之口書」の末の「詰文言」とを対比する事によって、先ず眺める。

幕府町奉行所では口書〔案〕作成の最終段階で責任を負う与力は刑罰を指示し盛り込む権限を持たないが、末尾に擬律を配慮した吟味「詰文言」を想定される刑罰に対応して使い分けて配置する。翻刻64巻2号では『聞訟秘鑑』史料を引用しておいた〔102頁〕。

これに対して岡山藩では解説64巻3号1柵吉で触れたように、自らの犯行を列挙した後、(a)「右申上候外、毛頭寛無御座候」とこれ以外には余罪の無いこと、(b)「御国恩を

も蒙りながら、奉懸御役介」、この箇所には「帳外之身分ニ而御国江立入」や「御帳付之身分ニ而」の後ろに犯行内容を一言で纏めた上で、その件で「奉懸御役介」とお上の手を煩わした事を先ず詫びた上で、(c)「不埒者尋蒙御叱」、或いは単に「蒙御叱」と犯行に対して御叱りを受けた事を述べる。この際「不埒者」の用語が使われる事も多い〔例えば56勘次郎・87市十郎・99仁三郎等参照〕が、幕府「詰文言」では御叱り等の寛刑に用いられる語句である。56勘次郎のように牢舎の後に追払に切り換えられた場合の口書でも使用されている。その上で(d)「此上如何躰ニ被仰付候而も、一言之申訳無御座」と藩の裁決に異論を挟まない事を明言し、最後に(e)「重々〔迷惑至極〕奉恐入候」との詫び文言で終わる。この「迷惑至極」の語は自分にとって犯罪の容疑を掛けられて至極迷惑している意では無く、自分の犯罪の件で非常な御迷惑をお掛けしましてと理解すべきで、最後に恐れ入ると結ぶ。偶然に1の柵吉口書に則して(a)～(e)を典型例として掲げたが、各口書で統一されている訳では無い。その中で(a)供述以外に余罪は無い事、(c)それでも罪を犯した事は変わり無しと「蒙御叱」、(e)「奉恐入候」と詫びるのが一般的な構文である。従ってそこには幕府口書に見える擬律を想定した「詰文言」は無く、犯罪

行為に対する「詫び文言」によって犯行の承認に留まる事が岡山藩の申口の特色の一つとして確認される。

岡山藩が幕府の口書の用例を承知していた事は、本史料でも口書が掲載された94善助が、小豆島での犯行故に倉敷代官所に指立てられ取り調べを受けた史料から窺われる。その一件史料は池田家文庫中に

寛政十二申年より享和元酉年迄

備中子位庄村穢多善助小豆島瀧水寺^二而致押取候一件

として残されている。参考史料として転記したので、詳細はその参照を願うが、最終的には犯行を承認した申口の末尾には「配分請候始末、不屈之旨御吟味請、無申披奉誤入候」として「右之通相違不申上候、已上」と結び、最後に「善助（左大指）」と左の親指の爪の端に墨を塗って口書に押す爪印を以て自己の供述である旨を証して、代官の柘植又左衛門様御役所宛てに差し出している。明らかに「詰文言」から死罪が想定されている事が認められる上に、本人に対して拷問があったにせよ、爪印の存在から犯行を承認したとの形態を取った事も認められる。このように岡山藩では幕府諸役所への罪人の指立てに依って、その取り調べの様子を把握できたが、踏襲した形跡は認められない。原因はどこにあるのか課題である。ただ安易に「御定書百

御穿鑿者口書（寛政十〜十二年）Ⅲ

ヶ条」等幕府法に岡山藩刑政は依拠したと評価する向きには問題を含む一例となる事を指摘しておく。

岡山藩で最後迄犯行を承認しない容疑者が出現した場合、「詫び文言」等の取り扱い方、有罪認定の裁決のあり方について、どのように対処したのかの問題を眺める。

本村戻となった2重蔵の場合では、兼ねて不筋な行動をした為、「蒙御叱」では無く「蒙御不審」、「御役介」を懸け奉り、「重々奉恐入候」と「詫び文言」の基本的構文が並ぶが、これは疑惑を受ける行動をして、御厄介をお懸けした事を恐れ入るとの意で、飽くまでも犯行への「お詫び」では無い。従って「奉恐入候」の語句が末尾にあるからといって、犯行を詫びたとは言えない場合がある事に留意しておく必要がある。

20 弥右衛門の場合、老齢・病氣等を理由に挙げて、打牛への関与を否定していたが、再尋問を受けて、結局打牛の形跡は見た事があり、関与は「一向覚無御座候」ではあるが、しかし、形跡を見出しながら、その仮放置したのが「同罪」とするなら、(d)・(c)・(e)の順で「詫び文言」を述べて白状したとされ、入牢四ヶ月余での牢死への道を歩む事になった。

五九

24 喜平次の場合、再尋問に対する供述の中にも再々尋問の内容が入り込む異例の記述に彼の抵抗振りが反映されていると認められる。結局「押而相尋候処」、「何ヲ申懸ケ候而も、兎角寛無御座」と言うだけで、一向筋立った事は申さないと判断して、十五年前には十疋程、五年前には五疋程打牛したとの17 悴喜三郎の白状の内容を「仰せ聞かされて」、犯行を容認した事を(e)「奉恐入候」との文言を末尾に配する。結果「申口不筋立、其儘長屋入」となった。

94 善助になると、拷問を受けても、「盗みは曾って覚えは無い、どのように仰せ付けられても、「盗んだ等と」申し上げる状況では無い。倉敷で小豆島の十蔵が白状したと言いが、言い懸かりと考える。此の事をお聞き取り下され、宜しき様に取り計られる事を願ひ奉る」と、容疑も認めず、当然の事ながら全く「詫び文言」も口書には無い。

更に偽証により当初牢舎を強いられる42 吉祥院に対して、共犯と目される41・46 宜祥事忠蔵が白状したので、贖札板行は明白であり、白状せよと追求を受けても「何事も存じないので、申し上げる事も無い」と強く否定した。再度尋ねても「対決を仰せ付けられる以外に、言い訳する事は一向に無い、御不審を抱かれた事（その様な形跡は無い）は『奉恐入』」と一応「詫び文言」的表現を末尾に配している

が、供述の流れに沿った文になっていない感を否めない。犯行を否定する強い意思を吟味側が処理しきれず、中途半端な口書になったと思われる。

以上の事件の内、24 喜平次の末尾に配した「奉恐入候」や、42 吉祥院の「奉恐入」の文言は、本当に本人が自ら犯行を承認した上での「詫び文言」なのか、その場合容疑者に読み聞かせて了承の確認を取ったのか、逆に本人には知らせずに吟味役人が作文したもののか、疑問が生じてくる。或いは前掲2 重蔵に眺めたお手数をお掛けしたとの意の用語を「詫び文言」として組み換えた可能性も残る。特に94 善助口書で注意すべき事は、全く「詫び文言」の無いまま口書が作成されており、当然本人承知の上での口書ではあり得ない。犯行の自白無しでも有罪となる口書が作成された可能性が高いのであって、先の疑問が生じるのも当然と言えよう。管見の限り、岡山藩口書史料（写本が中心となるが）から容疑者の犯行を承認するとの捺印等が有った事例が見出せない事も、幕府とは異なり、捺印が有罪の必要条件であったのか、捺印が無くても刑罰を科す事を認めていたのか、岡山藩刑政研究の今後の重要な解決すべき課題の一つとして残されている事を触れておく。

幕府では容疑者の犯行の真实性を保障する為に、口書へ

の捺印を求めると共に、その自供を裏付ける為に、質屋等の関係者・被害者の供述を併記するが、その際に最も留意されたのはその三者間の整合した供述の確保であった。この点はこれ迄再三触れてきた事だが、この事が実現出来たのは八品商等の仲間統制が行き届いており、購入したか、又は質に受け入れた品の内に盗品が無いか、盗品の触を廻す事で照合が出来て、売人、又は質置主を辿る事によって犯人を炙りだすシステムを構築していた事に基づく。

素より岡山藩内でも質屋商売の統制は図っていた。96浅之介口書では御印札頂戴とするが、同商売を行うには商札を必要としていたと思われる。享和四子六月〔1804・マ〕の目録表題「質屋商売停止之事」では、町方での質屋商売を行うには、願い出た上、「御法相も御書下」〔遵守すべき規定を列記した書物を下される意カ〕の上で許可されたので、在中でも同様な取り扱う者も出てきている由である。但し盗物等まで預かる心得違いをして、農家の本意を失う者も居るので、差し留めて、質屋商売に似通った行為はしてはならないとした。表題では「在中での」の語句が脱落しているとも考えられるが、附記では「町並在所ハ制外之事」とあり、在所でも規定を遵守しさえすれば認めるとの意にも取れ、それならば表題の意は逆転する。

但し慥かな請人が必要とし、万一不念から盗物を質に取り置き、後日それと判明した場合には、その品物は被盜主に戻し、本銀は預かり人の損失とする。素〔場合によってはの意カ〕吟味の上、「盗人は勿論」請人・質屋も共に咎を申しつけるとし、安易な質受け入れを禁止した〔藩法集1 岡山藩上〕四七四頁・法例集卷八工商・一二七〇号〕。幕府公事方御定書下五七では「盗物と不存、証人取之、如通例質に取、吟味之上、盗物之儀不存訊ニ決候ハ、証人三元金為償、質物ハ取返、被盜候もの江相渡可申事」を基本に、「盗物と不存、反物其外買取候もの、其色品取返、被盜候もの江相返、代金ハ買主不念候間、可為致損金候」や「盗物と不存、買取売払候節は、売先段々相札、代金を以買戻させ、被盜候者江相返」等の諸条項を設ける。岡山藩に於ける「見世売」〔法例集二二九九号に依る〕については、谷口澄夫『岡山藩政史の研究』五三一頁以下に天明二（1782）年・享和三（1803）年の法令を紹介して、在町以外でも往来茶屋並・浦辺・海辺の在所では、以前から生活用品などの売買が許されていたとし、諸問屋仲買・居商人および「ざるふり」商人などの、商人化した農民達の出現の問題を取り上げるが、盗品売買の統制史料は存在しない様である。しかし、何らかの規制があったと推察しても

良いであろう。

だが、実態はどうであったか。窃盗で捕まった者の大半は質受け入れ店等の通報から発覚した訳ではない。故買で処罰された事例は二件のみである。95 虎吉が語り取った品物を別名を名乗り持ち込んでいた辻店 96 浅之介は売買を致しながら、「吟味も不致買取」つたのは不埒と長屋入りとなった。同様に 99 仁三郎から度々に盗品を買った 100 八太夫は、「追々盗物と存候得共」「品々買取」り、甚だ不埒として長屋入りとなった。何れも自ら通報した形跡は無く、虎吉・仁三郎の自供によつて故売先が判明したと思われるが、店側二名は五十日余りで本町・村戻りが認められており、吟味側では積極的に取り締まりを行う意識が薄かったと考えられる（だからこそ享和四年に禁令を出す必要があったとの論も出てこようが）。

この根拠として挙げ得るのは、被疑者が質置き先を明確に覚えていて、陳述した事例が多数検出される事である。例えば 103 三之介は売買・質置先六店の名を挙げている。又 104 政吉も特定困難な売先を除き、六店へ質置、108 庄吉は四店へ質置、古道具屋等二店へ売買した事を供述するが、これらの店主が盗品である事を承知していなかったのか、請人は誰がなったのか等の諸点も含め尋問した資料は無い。

要するに吟味役人は窃盗したとする供述の獲得に眼目を置き、犯行方法や窃盗内容・その処分法を確認する事に余り関心を抱かなかつた事を物語ると考えざるを得ない。供述者の供述任せになっていると言つてよい。結果的に被害者には盗まれた品物が戻る事は無かつたと思われる。

本冊子で問題を含むと考える事例を挙げよう。70 茂八は奉公先から諸品を取つたが、発覚して取り返され、倉敷に質に置いていた三品も受け返された。そこで円満に問題は解決した形で暇出となり、新たな奉公先を本人が見付けていた。ところがその後新たに三品の行方不明が判つたとして岡山迄連れ戻し暴行を加え白状させようとした（その品目が不明なのが不可解である）が、本人は覚え無いと否定する中で、例えば召し捕らえの月日は何時なのか等、その後の取組の様子等について裁決の記載内容では不明な箇所が多く困惑するが、息子を案じ岡山迄出て来た母親に「失物川向三質二置有之」との情報が 68 紋蔵等から寄せられた（彼の裁決にはその旨の記載の無い事も不可解である）。主人側関係者の独自の調べで所在が判明したと考えるのが穏当であろう。ところが、それ以降の記載は無く、役所が自らの権限で行方不明三品を探索し、その質置主は誰なのか取り調べた形跡は見受けられない。或いは別の主人側関係

者の犯行の可能性が出てきて、もみ消したのでは無いかと疑いたくなる程の裁決である。最終的に茂八は「実私存不申事」と供述しているにも関わらず、「右之通白状」として「牢舎」を命じたが、一体何を白状したと言うのであるうか。彼が召し捕らえられた事由は一体何なのか、我々に情報を与えないまま、彼は十七歳という若さで世を去ってしまったのである。質屋に関連する事件への役人達の取組の安易さを示す典型例であると言えよう。

このように盗品の処理については整合性を図る事はおろか、その前提となる被害者からの事件発生の届け出はあったであろうが、質屋等から疑わしい品の持ち込みの連絡網が出来ていたかは不明というより、疑問であり、犯罪の抑制にも寄与しなかったと考えざるを得ない。

但し本口書の表題は「御穿鑿者口書」とあるが、上記70茂八の窃盗事件でも母親等の口書が添えられている（但し整合性は図られていないが）が、多くの事件で、容疑者以外に事件関係者の口書も併記するという、幕府史料とは異なるもう一つの特徴が見出だされる。

例えば甥29儀左衛門の鹿狩での叔父誤射では、甥29と叔母26縫の供述・居住村名主28与三右衛門との間では縁戚間

係にあり、緊張関係が無い為に、事故の一報を受けて以降の取った自己の行動を述べるので、自ずと三件の申口は整合性を持った供述となっている。

しかし、35槌之助・36源介兄弟による集団狼藉事件では、相手側の30孫介・31富五郎や兄弟の妹33しもの仲人32茂吉から口論や喧嘩の経緯を確認した上で、兄弟の言い分に矛盾がある事を再尋問で指摘、それ迄の供述を撤回する手立を取っている。妹33しもの場合は、夫の取向が宜しく無い事から紛争が発生したとの供述を行うが、それに対しては独自に入手したと思われる密会の事実を明かして、詫び言葉を取っている。本件の場合、喧嘩と見なすか、一方的な暴行行為と見なすかで刑を受ける者が異なってくる為に、供述の調整を図るのでは無く、供述間の矛盾を突き、事件の一体的把握にたどり着く様に努めており、結果最終の各自の申口では整合性を持つに至ったと認められる。

この点は茶屋岩之介での高木左近右衛門長屋に巣くう者達の集団暴行事件でも同様な事が言える。先ず暴行に関与しなかった97橋次郎から暴行の流れを把握した（但し数年後酒狂で召捕となる）上で、98助十郎・99仁三郎・101権次郎から当日の出来事の確認を取った上で、関係者に再尋問の形で口書の供述内容の相違を突いて真実を見出だそうと

している。ここでも供述の矛盾を指摘する事によって、結果的に整合性を図る供述の一致が実現したと言えよう。但しこの事件の取り調べ過程で露頭した赤穂札拾得か窃盗かの問題では、出奔の哥平が恐らく高木屋敷門内で発見したとして、申し合わせて盗んだのでは無いとする点では共通する。しかし、99仁三郎は岩平・秀介と共に参つて紙入を確認したと供述するが、102勘右衛門は仁三郎・岩平の名を挙げており、調整は行われていない。勘右衛門は或いは秀介と名乗っていたかもしれないが、その様な供述の相違には『留書』では関心を示すが、現場の役人側は頓着せず、結局両者の関係は不明で終る。飽くまでも仲間内での犯罪行為であり、有罪になるか無罪になるかの問題では無いからである。召し捕らえた者の中から何らかの自供があれば罰しうるとの意識が働いたのであるか。打牛事件の事例の如く、事件の整合性を図る動きが見えない事例が、本冊子中には多々有る事を留意しておく必要がある。

ただ岡山藩では容疑者のみの犯行を承認した旨の記録を編綴するだけでは無い。前述の如く関係者の供述も併記する事によって、特に利害関係が関わる問題では、再尋問を利用して相互の供述の間に矛盾があるかどうかに究明の重点が置かれ、結果限界はあるものの、申口の整合性の獲得

に努めていた事が判明する事例も勿論存在するが。

今限界はあるもののと記したが、供述が全く異なる事件について、吟味役人は対立する主張の中で、果して矛盾を突く方法で真実に近づけたのか、幾つかの事例を挙げて、問題点を眺める事にする。但しどうしても主観的な読み込みによる事例選択の側面が強くなる事を断つておく。前号の解読の参酌をお願ひする次第である。

先ず目の不自由な40鉄五郎宅からの銀札紛失の件について、疑惑を向けられた39伊三郎との紛争を眺める。冒頭に伊三郎の疑惑を裏付けるため、伊三郎等と博奕をしていて、何時の間にか三徳が紛失した事を聞きつけた吟味側は、被害者の38市松の供述を傍証として配する。前後接触した人物は彼と他一人に限られ、彼は一旦小用に戻つて来たが、外でも小用した箇所で紛失の三徳を市松は見付け、誰が取りに来るか待ち伏せ中、不審な行動をする者が来たが、発覚して近づかず、失敗に終わったとの供述を得た。彼の仕業と「今以疑ひ居申」すが、役所に事件の連絡もせず「不筋之取扱仕」った事で「蒙御叱、重々恐入奉存候」と詫びたが、参考人として供述を求められただけなので、それ以上の追究は役人から無く、「右之通二付本町戻り」が

認められた。「恐入」とするが、有罪には勿論ならない。

妻不在中の或る夜、被害者40鉄五郎宅へ伊三郎が何回か訪れたが、その翌日二階の仏壇下置の中へ入れ錠もおろしていた銀札の紛失している事を気付き、前日来たのは伊三郎のみ故、彼の犯行と決めつけ呼び寄せ問い糺したが、当然覚え無いと否定した。紆余曲折あったが、彼の仕業との考えは変わらず、取り調べで「奉懸御役介、恐入奉存候」と供述した。素より誣告の疑いも無く、被害を被った事は疑い無いので、その俣本町戻りが認められた。

これに対して39伊三郎に対しては、銀札紛失の際に居合わせたのは其の方のみで、被害者は今以て疑いを抱いていると尋問を行うと、立ち寄った事は認めるが、草履も脱がず揚り端に腰掛けて話しを行っただけに過ぎない。翌日来てほしいとの事で二階へ揚がると、二階で銀札の紛失した事、メリも別条無く、外に参り合わせた者もいないので、「お前以外に盗んだ者もありえず」必要から取ったならば、残りを返して呉れ等と申すので纏れ、一札を取ったと供述した。吟味側は証拠の無い事は認めながら、「十人ガ八、九人迄ハ其方を疑ひ居申」すが、それは日頃の「不筋成生質故」だからである。38市松の紙入の紛失も、伊三郎以外にはありえないとの再尋問に対しても、全く覚えの無い事

ばかりであって、種々疑われるのは残念な事であると申し、最後に「何様懸御役介候段者、奉恐入候」と結ぶ。この末尾の「奉恐入候」は飽く迄も御役所の御手を煩わせた（御厄介をお懸けした）事への「詫び」であって、罪を犯した事への「詫び」では勿論無い。

この様に被害者二名と容疑を懸けられた者との言い分は全く異なる。被害者側は容疑者が不審行動をとった事を強調するが、容疑者が三徳や銀札の所在場所をどうして知ったのか、窃盗する時間的余裕があったのかの問題に答えていない。特に二階の40鉄五郎の銀札の隠し場所の所在、本人に気付かれずに上がったかの問題は、吟味役人にとっても当然解明せねばならない課題であるが、容疑者の個人的氣質を責めたてるだけで、容疑者の論拠を打ち崩す手立てを構じていない。結局容疑者の詫び文言の無いまま、「右申口不筋立、長屋入」と有罪の裁決を下した。どの点が筋立たずなのか理解解したいが、38「兼而不情合者ゆへ、今以疑ひ居申」、40「銀札紛失之時分、伊三郎外ニ一人も参り不申ゆへ」と容疑者の性癖と関わる供述を総合すると、「情況証拠」から見て彼以外に犯行を起こしえないと考え、有罪としたと考えられる。しかし、相当数の傍証は挙げられたが、彼のみしか犯行はあり得ないとの決定的な証明

はなされておらず、近世の自供絶対主義の中で自供も得られず、また彼の供述を崩し得なかった事から、真実は不明の仮に残され、嫌疑刑の誹りを免れえない。

この確固たる証拠無しに有罪にした事が原因か不明だが、九月四日御穿鑿裁決入牢後、暴行行為で有罪の35樋之介・源介兄弟と一緒に、翌年六月十二日に牢舎から直ちに本町戻りが許された。寛政十一年『留帳』『刑罰并宥赦』同日条には罪科放免の記録は無く、強引な裁決故の異例の措置とも考えられるが、しかし寛政十二年『留帳』『刑罰附宥赦』五月十九日条にも、召し捕らえ裁決時期は不明だが、「宗躰之儀有論成事有之、被召捕、長屋入」となった長十郎が「不時御免」で直ちに本町戻りが認められている。本件も「不時御免」の対象となったと考えるのが妥当であろうが、それにしても九ヶ月余の牢舎で御免になるのは異例過ぎ、何らかの要因が働いたと考えてよい。

次に42吉祥院が贖札板行に関与したとの41宜祥事忠蔵の供述に依って召し捕らえられた吉祥院の吟味の問題を検討する。三件取載される裁決史料の中には、裁決以降の日付の記述内容も入り込んでおり、裁決そのもので無く、後になって修飾された内容を含む事に注意を要する。

先ず時系列に沿って取り調べの流れを整理しておく〔前号41等解説参照〕。

1. 41・46宜祥事忠蔵は当春津山の牢を出た後、葉売渡世を備中で行っていた時に召し捕らえられ、津山では供述しなかった贖札板行を五年前吉祥院内で企てたと自供。
2. 10／15に42吉祥院は召し捕らえられ、長屋入となるが、犯行を強く否定。
3. 10／21に忠蔵を穿鑿、1.と同様の内容を供述か、牢舎。
4. 10／24に評定所で吉祥院吟味、忠蔵供述に基づき自白を求められるも、覚え無しとするが、突然「奉恐入候」と詫げる。従って申口筋立たずとして、長屋入継続。
5. 11／18に忠蔵から吉祥院内の様子等に付再度申口を聴取
6. 12／24に忠蔵は「三度目之御穿鑿」でこれ迄の供述を全面的に翻し、僧であった事から吉祥院の名も知っており、その寺名を挙げたに過ぎないとする。申口筋立たずとして、牢舎継続。
7. 翌年3／26忠蔵に拷問をちらつかして自白内容を再確認。
8. 3／28忠蔵の誣告が明白となり、吉祥院に帰寺が仰せ付けられる。
9. 最終的に忠蔵は文化10〔1813〕10／29牢舎御免となり、追払に切り換えられた。

本事件を具体的に語る史料が41・42が「刑罰書抜」類似様式史料故、裁決のみを記載するが、論理的に整合された裁決となっておらず、また忠蔵の偽証を告白する以前の段階での裁決である。これに対して46は尋問―供述形式の口書形式だが、問題を含んだ供述に対して必ずしも充分な再尋問が行われておらず、その上これ迄の証言は虚言と告白して以降の尋問である。従って三史料から纏まった形で事件を把握する事が困難なのは残念なところである。

その結果幾つも不可解な点が検出される。

①本件は忠蔵に振り回され、結果見知らぬ者も巻き込んだ事件だが、恐らく不審行動から召し捕らえられた忠蔵の供述が単なる窃盗への関与等に留まらず、それが事実と認められれば極刑が避けられない贗札板行という犯罪を告白したか、今一つ釈然としない。増してや他人を犯罪に巻き込む意図となると、一層不明となる。46では何か嫌疑を受けた場合、「悪札仕候科^二而入牢仕候様申成候方宜」と仲間から言われたとするが、前号でも触れた様に全く論拠とならない。結局吟味側は名前が挙げられた共犯の召し捕らえは行いが、贗札や再利用を防ぐ為の板行回収等の証拠収集に努めた形跡は認められない。実際行っておれば、何らの証拠も存在しない事が容易に判明した筈であるが。自供から

刑罰裁決に直行しなかったのは、共犯に名を挙げたのが僧侶で、寺社も絡む事件であったためか。少なくとも忠蔵が重大な犯罪に属する銀札贗造を共犯の名も挙げて偽証した動機は何なのか、それに対応して吟味側は裏付け調査を進めた形跡の無い事が不可解の第一点である。

②馴れ合ったと名指しされた吉祥院の取り調べに際しても、一切関与を裏付ける証拠の品を提示する事は勿論出来ない事にも疑いを抱かず、42では忠蔵が白状したので、吉祥院の贗札板行は明白であり、白状せよと追究するのみである。全く忠蔵の供述に疑いを抱かずに、共犯として責めたてた。関与した役人達は全くその取り調べ方に疑いを抱かなかったであろうか。かれは再三吟味を受けても「何事も存じないので、申し上げる事も無い」と強く否定し、「対決」も希望したが、何故か実現しなかった。ところがその後突然「御不審之処、奉恐入候」と、自らの犯行を承認し、詫げる謝罪する供述を行った旨、裁決では記載する。その結果「右之通申口筋立不申」として長屋入りとなった。実際に犯行に関わっておれば理解出来る面も存在するが、これ迄の強固に犯行関与を否定してきた者が極刑に成りかねない贗造に関与したと突然に態度変更したとする裁決の記載のあり方に不可解を抱く第二点である。どう眺めたとし

でも供述の流れに沿った文になっていない事は否定出来ない。従って前号では「強引」に供述を取ったと拷問があった可能性を推測しておいたが、犯行を否定する強い意思を吟味側が処理しきれず、やっと入手した僅かな「奉兇入候」との片言を利用して有罪に持ち込んだと考えざるを得ない。そこに供述者の偽証を偏重しすぎて、それで事足りりとして、裏付け調査や対決を怠った吟味能力の貧弱さが認められると言えよう。この事件に於いても、有罪と判断するに際して正当な手続きが貫徹されていたか疑問である。

このように被害者と被疑者の供述が全く対立する、或いは自分が犯行者と偽証した上での供述によって、共犯と目されて召し捕らえられた僧侶の当初の供述が全く食い違う場合、慎重な裏付け調査を行っておれば解決の方向が見出された可能性があったと思われる事件を挙げたが、それがなされず、本人の白状を獲得出来ないまま、予断とでも言うべき強引な判断でもって裁決に持ち込んだ事例の存在する事が確認された。

対決者が存在しない一件毎の事件でも、被疑者が犯行を承認せず、結果「詫び文言」無しで裁決を下した事例の存在していた事は、既に94善助一件で紹介したが、それらは

特異な事例に過ぎないと言えらるだろうか。

そこで角度を変えて、主観的判断過ぎるとの批判を避けるために、最終的に犯行を犯したか、それとも無罪なのかの判定は本人の「申口」が「筋立」つかどうかで示されるので、本冊子内の用例を分析する事によって、安定した真実を発見する方式が確立していたか、刑罰が妥当なのか検討を進めてゆく。

1. 右之通白状、牢舎〔長屋入〕

拷問の有無の問題はあるが、自供によって容疑が掛けられた事件は自ら犯したと犯行を承認した事例である。従って既述した様に「詫び文言」が供述の末尾に付記され、それを踏まえて牢舎の裁決が下される。被疑者の自供に基づき裁決を下して、必ずしも被害者や質屋等の関係者との整合性が図られていない点に問題を残す。本冊子に収載された事件の大半はこれに属するので、これ以上の言及は不要であろう。逆に有罪とされながら、「白状」の用語が無い場合は注意を要する。代表例には「申口筋立不申」が挙げられるが、後に取り上げる。

2. 右之通白状、本町戻り

32 茂吉への当初の尋問内容には「35 樋之介方ニ而喧嘩之

始末」とあり、樋之介との闘争のあり方次第では所謂「喧嘩両成敗」の対象となりえたが、30孫介等や樋之介兄弟の供述に基づき、樋之介兄弟等の共謀による一方的暴力と認定され、科罰対象にはならなかったが、一旦は疑惑の対象になった事が、供述を「白状」と表記したと思われる。

33しもの場合、尋問に対して申し偽った上、「不儀」まがいの彼女の行動が騒動の因となり、全く犯行との関わり無しと疑いを捨てきれず、結果供述を「白状」と表記したと思われる。

しかし、両者共科罰する必要があるとの判断から、生活基盤のある本町戻りを認めたと考えられる。

3. 右申口筋不立（筋立不申）、牢舎（長屋人）

犯罪の容疑が掛けられ、論理的に矛盾無く一貫した筋立った供述が行えずに、自分は罪を犯さなかったと抗弁したものの、疑惑を晴らす事が出来ず、牢舎入りとなった事例に用いられる。

24喜平次（12頁）・94善助（12頁）・39伊三郎（16頁）・46忠蔵（18頁）の抗弁の内容は既述した。

盗品故買の件で紹介した96浅之介は持ち込まれた品が盗物では無いか、又は馴れ合いで購入したのでは無いかとの尋問に対して「吟味も不致買取」った事は認めたものの、

先の疑惑を十分に晴らす事が出来なかった故に、本事由を以て牢舎入りとなったと解される。また100八太夫も持ち込まれた品物の一部が盗物である事を後になって承知したが、その時は何気なく引き取ったとの抗弁を受けて、盗品と存じながら買い取った事は間違いないとしても、犯罪と必ずしも認識しえなかったとして、本事由を理由に牢舎入りとなったと思われる。恐らくこの事由から短期での本町〔村〕戻りが認められたと考えられる。

4. 右申口一通り筋立候得共、其俣長屋入

犯罪の容疑が掛けられて、論理的に矛盾無く一貫した筋立った供述を行い、直接の容疑は晴れながら、何らかの嫌疑からその俣長屋入りを継続する意で、二例検出される。

89甚介は津山で出会い、金比羅参りへ川下りして西大寺と一緒に着いた同道者90権七が夜分に場所不明の所に侵入、召し捕らえられる事件を起こした事に関連して、同類では無いかとの取り調べを受け、「同道切」りの出会いを強調して「一通り筋立」と認められたものの、前号で推測しておいたが、事由は判明しないまま解放されず、長屋入りが継続した。然も90権七よりも89甚介の方が追払切り換え時期が遅く、嫌疑をかけるにはそれなりの理由があったかと思われるが、明らかに出来ない。嫌疑刑そのものである。

93 文蔵は88甚之介の悪札使用の様子を詳しく承知している事から事情を尋ねられ、悪札の一枚でもと入手を図るが、深入りすると危険故に、風聞を承知するだけに留めた為に、確かな事は存知しないと供述した。それに対する再尋問は無いまま、本裁決が下された。「一通り筋立」と認めつつも、長屋入りを継続した事由を一応前号で推測しておいたが、判然としない点を残す事は自認するところである。前件よりも何が容疑なのか不明な本事件では、一層嫌疑刑の要素を強く含むと言えよう。

本来嫌疑をかけるにはそれなりの理由があったかと思われるが、どうも手掛かりとなる証拠や証言も無しに、恐らく噂さに頼って穿鑿を行ったのか、弊害が目立つ。しかし、その自覚無しに吟味を進める「怖さ」の方がより強く目立つ有罪に向けての判定事由である。

5. 右之通り申口「一通り筋立、本町〔村〕戻り

犯罪の容疑が掛けられて、一応論理的に矛盾無く筋立った供述を行い、若干問題は残すが、直接に犯罪に関与したとの容疑は晴れたとして、生活基盤のある町、又は村に戻る事が認められる事を指す。2・21・28の事例がある。

2 重蔵は江戸御小人勤仕中、阿部伝左衛門留守中の発生した紛失の実行犯の嫌疑を懸けられたが、日頃の行動には

反省の意を表したものの、紛失の件は毛頭覚え無いと抗弁し、それ以上に証明する証拠等が無かったのである。疑惑を残したものの、本村戻りが認められたと考えられる。

21 六介は兄弥三郎と申し合わせ不筋な牛売買をしたのはとの容疑を受けて、兄から牛を預かってほしいと依頼をしてきたが、断った後、「往來の無いまま」兄は穿鑿を聞き込み、欠落したので、兄の仕業は間違いないが、自分は潔白と申し上げる以外無いと供述した。関与を裏付ける証拠も無しに、兄弟という事で穿鑿を行ったのである。結局兄が召し捕らえれば明らかになると疑惑を残しつつ、本村戻りを認めざるを得なかったと考えられる。

28 与三右衛門の場合は、名主の折に起こった誤射殺害事件の後処理に心得違いから不手際を犯し、「詫び文言」も発したが、その心得違いをした事情は理解出来るとの意を込めたのか、「一通り筋立」として、名主役取り上げ・村追込に留めた異例の措置を採ったと考えられる。

4. 「申口「一通り筋立候得共、其假長屋人」となるか、5.

「右之通り申口「一通り筋立、本町〔村〕戻り」と認められるかによって、収牢か出牢かの大きな違いをもたらすが、その境となる基準の明確で無い事が認められる。嫌疑の強さ次第に尺きようが、そこに恣意的な判断が入り込む危険

性高い判断を岡山藩は取っていた事になる。

6. 右之通申口筋立、本町〔村〕戻り

嫌疑を懸けられた者の供述が論理的に矛盾無く筋立っており、嫌疑は無く、生活基盤のある町、又は村に戻る事が認められた事例には15・45・97が存在する。勿論犯罪に直接には関係無い者として、事件容疑者の親や関係者として事情を聴取された者の多くがこの事例に含まれる。

15 茂八は飼育していた牛が病死したので、主犯格の欠落吉五郎から「振懸り」で「何心無之」牛を買い受けた供述が認められて、打牛の意思無しとして本村戻りとなった。

22 佐兵衛・25 判頭仁太夫も同処分となった。

45 定平は不義の疑いから下男を殺害したが、妻は取り逃がした事件で、不義が本当にあったのか、あったとしても現場では無く、時間が経過した後の殺害に問題は無いのか、幾つか明らかにすべき点を含むと思われるが、再尋問も無く「申口筋立」と認められ、帰村となった。43 息子母・44 下男父も事情聴取の上、本村戻りとなった。

高木左近右衛門長屋に巣くう者の一員に用事があり、出掛けた処、酒購入を依頼され、あげくの果て酒屋の争鬭事件に巻き込まれた97橋次郎は事件には直接に関与していない事が確認されて、本町戻りが認められた。

御穿鑿者口書（寛政十〇十二年）Ⅲ

夫が鹿狩に出掛け誤射された妻26縫は刑事内済を働きかけたが、問題とはされず、狩り参加者27八名と共に本村戻りとなった。35 樋之介兄弟と争鬭を起こした仲裁人30孫介・31 富五郎や隣家34二名・37 樋之介兄弟やしもの両親も同様な扱いを受けた。手元窃盗事件被害者38市松では「右之通ニ付本町戻り」、40 鉄五郎では「右本町戻り」と記すだけである。密通か強姦かで争いにもなった殺害事件の親類等五名は「右御穿鑿之上」の語句が添えられて本村戻りとなったが、お互いに遺恨を持たないとの意図が込められているのであろう。窃盗した67 弥九郎に依頼を受け盗品の質置をした63 三右衛門、その質を預かった64 源五郎、病中故正気で無かった為見逃し、回復して事件を知り外聞を慮り届け出しなかった66 伊之介兄65 市太郎は「盗品とは心付かず」或いは「元へ戻したと思ひ込んだ」との供述が認められて、罪は問われず、本村戻りとなった。紛失物の件で探索にあたった68 紋蔵（彼の供述には若干疑点が残るが）や刑事内済を働きかけた容疑者の69 母（彼女にも盗品が預けられたのでは疑いを一旦は懸けられたが）も事情聴取の結果、「申口筋立」として本町〔村〕戻りとなった。

この様に「御穿鑿者口書」は「刑罰書抜」が科刑された者の犯罪行為のみを記載するのに対して、穿鑿したもの、

刑罰を科す必要の無い者の供述や犯罪人の関係者等の証言を附記する点、重要である。中には逆に刑罰を科す根拠が妥当であったか、疑問点も出てくる史料も併記されている点、より貴重な情報を提供してくれる事に感謝したい。

以上六通りの表記法の採用によって、罪を科すべきか、その必要もない、或いは事情聴取を行ったに過ぎないと判定する基準を紹介したが、それでは1・3・4の理由で有罪になった者に対して、この時期どの様な刑罰が科されたのであろうか。

岡山藩の刑罰構造については、荒木祐臣『備前岡山町奉行』〔備前藩の刑罰〕〔1977年・日本文教出版〕に各種史料から実施された刑罰を摘出して、幕府法に従い配列を試みる。但し典拠の不明な記述が多数検出され、困惑する。例えば管見の限り今迄様シ切をしない「下手人」を実施した例は見出し得ない（但し幕府諸機関の同刑の執行に立会い、知識は持つが）。また獄門に該当する犯罪五例・引廻の上獄門七例の列挙する事例や、「山登り（山の者）五例の列挙事例等では『徳川禁令考 別巻』『刑典便覧』（1961年・創文社）を借用したと考えられる。幕府法の影響を意識しすぎた様に思われるが、特に幕府公事方御定書七十九「十

五歳以下之無宿者、途中其外ニテ小盗いたし候者」を「その他、軽微な罪」と置き換えるのは曲解も甚だしい。更に本冊子で注目する「入牢（長屋人）」は弘化三（1846）年以降、幕末の三例を挙げるに留まり、その上「牢内又は牢外で使役に服し、僅かな賃金を、その半分は小遣銭として渡される」と等と記述するが、今以てその時期ではこの根拠を見出せない。関心ある方の御教示をお願いする次第である。その上に長期間の処罰故に、年月の経過に従って刑罰のあり方に変化の発生の有無の角度からの検討も、無いものねだりになるが、配慮して頂きたかった問題である。

その点、本冊子は二種の史料が混在するが、寛政十一年と二年という限られた年月内に決せられた刑罰内容に限定される。既述の如く全ての犯罪が本冊子に網羅されていない事を承知の上で、本冊子に挙げられた刑罰を眺めてゆく。しかし、態々その事を強調する必要も無く、裁決は先ず牢舎に決せられる。その上で先ず処刑者が牢から姿を消し、次に「牢死」するか、何らかの事由で追払か本町（村）戻りの何方かに限定される。これは「刑罰書抜」類似様式の裁決に於いても同様で、81宇八郎は贗札板行の件で断罪獄門されたが、彼の処刑が何時決定されたか不明だが、穿鑿の場では牢舎のみが少なく共宣告され、その後獄門の執

行時期も含め決定された可能性が高いと思われる。事実共犯の善十郎も板行に参加したが、不出来もあり、焼き捨てたとの抗弁が認められて、入牢の裁決の上、文化三〔1806〕年追払になったとする。62以下の同様式の裁決例では「刑を整理しておく。

穿鑿番号	人名	裁決事由	召捕	穿鑿	年月日・その後の流れ	寛政11	寛政12	享和元	享和2	享和3	文化
書1173	久太郎 乙右衛門	主人品持出 留守家来品持出	?	寛政8.3.10	追払	拜国院縁33回忌御法事大赦					
1174	清蔵 弁蔵	立戻盗 立戻盗	?	寛政8.11.22	追払	宝源院縁3回忌御法事大赦					
1174	兵之介外2名	4毒殺	?	寛政8.12.4	柳原断罪						
1174	円蔵	不義男打殺	?	寛政8.12.4	柳原断罪、於万成藏門						
1175	甚八郎外1名 半之助 半十郎 小四郎 作次郎	新参者酒強制 争闘手紙負うせ 勘定詐欺 江戸屋敷穴落	?	寛政9.5.7 寛政9.5.23 寛政9.6.11 寛政9.6.11	本村戻 御因住居勝手 郡払 追払	不時御免・御家中奉公雇御擲 不時御免・御家中奉公雇御擲 不時御免・御家中奉公雇御擲 不時御免・御家中奉公雇御擲					
1176	榎吉 むめ	日蓮宗義取扱 奉公先銀札盗	?	寛政9.11.5 寛政9.11.15	本村戻 本町戻	不時御免・入帳奉公雇御擲 親類之外他行御指留					
3	重太郎	むめ共犯疑	?	寛政9.12.晦日	寛政10.3.4年舍	12.2.6追払					保国院縁25回忌御法事大赦
4	多平	窃盗	?	寛政10.正.4	寛政10.3.4年舍	8.追払					不時御免
5	磯七	窃盗	?	寛政10.正.4	寛政10.3.4年舍	12.2.6追払					保国院縁25回忌御法事大赦
7	吉次郎	牛売買鬮与	?	寛政10.正.4	寛政10.3.4年舍	12.2.6追払					保国院縁25回忌御法事大赦
8	六之助	多数打牛	?	寛政10.正.4	寛政10.5.3年舍	9.12年死					
9	松五郎	打牛精助	?	寛政10.正.4	寛政10.5.3年舍	12.5.3郡払					不時御免・家財鬮所
10	三介	打牛精助	?	寛政10.正.4	寛政10.5.3年舍	8.7年死					

御穿鑿各口書（寛政十〜十二年）Ⅲ

寛 永

穿鑿番号 書抜頁	人名	裁決事由 本町戻は触れず	召捕 年月日	穿鑿年月日・その後の流れ											
				寛政10	寛政11	寛政12	享和元	享和2	享和3	文化					
11	五左衛門	打牛補助	寛政10年、正以降	10.5.3年舎	12.25年死										
12	清 八	打牛・打牛補助	2以降	10.5.3年舎	10.12年死										
13	多郎市	兄と多数打牛	2以降	10.5.3年舎	12.27年死										
14	仁太郎	弟と多数打牛	?	10.5.3年舎		11.正.4年死									
16	松太郎	打牛補助	2以降	10.5.3年舎		11.12.15年死									
17	喜三郎	屠牛	正以降	10.5.3年舎		11.5.24年死									
18	伝 吉	屠牛	3以降	10.5.3年舎		11.5.4年死									
19	乙 吉	屠牛参加	?	10.5.3年舎	9.18年死										
20	弥右衛門	屠牛関与有無	?	10.5.24年舎	10.6年死										
23	松 介	打牛	3以降	10.5.24年舎	9.22年死										
24	喜平次	打牛関与有無	?	10.5.24年舎	7.20年死										
28	与三右衛門	名主役不届	召捕有ルカ不明	10.5.24年舎	10.5.24本村戻・村追込	名主役取上									
29	儀左衛門	叔父襲射	藥式以降	10.5.24年舎		11.12.11年死									
35	榎之助	借銀争闘	7.27以降	10.9.4長屋入		11.6.12本町戻	不時御免カ								
36	源 介	借銀争闘	7.27以降	10.9.4長屋入		11.6.12本町戻	不時御免カ								
39	伊三郎	銀札窃盗	5以降	10.9.4長屋入		11.6.12本町戻	不時御免カ								
41	忠 藏	贖札板行参加, 後偽証	?	10.10.21年舎											文化10.10.29曹源寺様 罪科御免追込
47	林 藏	屋敷内窃盗	12.24以降	11.1.24間い長屋入 剛山3.17入年											享和2.9.11年死
48	惣兵衛	在中窃盗	?	11.3.26年舎											享和元6.20追込 有徳院様50回忌御法事大赦
49	庄五郎	泥酔口論カ	?	11.3.26年舎											享和元11.25年死
50	熊次郎	在中窃盗	?	11.3.26年舎											享和元6.20追込 有徳院様50回忌御法事大赦
51	伊勢次郎	心易者宅窃盗	7.27夜	11.3.26年舎		11.11年死									
52	文四郎	町中窃盗	11以降	11.4.26年舎		12.9.28年死									
53	辰次郎	在中窃盗	9以降	11.4.26年舎		12.12.1年死									
54	善 八	所々窃盗	11.3.9以降	11.4.26年舎		12.4.20追込	大徳院様150回忌御法事大赦								
55	清 藏	盗和虚言	?	11.4.26年舎		12.3.10追込	寿国院様御祥月御法事								
56	勘次郎	在中窃盗	11.正以降	11.4.26年舎											享和2.2.6追込 保国院様御祥月御法事 罪科御免

57	八十吉	在中窃盗	11. 4.以降	11. 4. 26年舍		11. 12. 6年死	後明院17回忌御法事大 <small>〔一六二〕</small> 赦
58	勘介	在中窃盗	?	11. 4. 26年舍		12. 2. 11年死	
59	勘左衛門	密通疑う男殺害	11. 4. 20晚	5. 26年舍		11. 10. 25年死	享和2. 3. 10本村弘 寿国院様御祥月御法事
60	七上	密通	11. 4. 20以降	5. 26年舍			
62	安次郎	奉公先窃盗	当春以降	11. 5. 26年舍		11. 12. 6年死	
66	伊之介	甲合窃盗	11. 9.以降	11. 11年舍		享和元2. 20老死	
67	弥九郎	甲合窃盗	11. 9.以降	11. 11年舍		12. 9. 25年死	
70	茂八	質物横領力	11. 9.頃力	11. 11年舍		12. 10. 7年死	
71	金藏	立宛窃盗	11. 7. 24頃	11. 11. 11年舍		享和元9. 26年死	
72	中将	仏寺窃盗	11. 8	11. 11. 11年舍		享和元2. 6. 追弘	保国院様御祥月御法事罪科御免
73	多三郎	奉公地窃盗	?	11. 11. 11年舍			文化3. 12. 25鷹光院様 御当座法事追弘
74	久藏	甲合窃盗	11. 12. 9以降	12. 3. 16年舍			享和2. 5. 3年死
75	清八	甲合窃盗	11. 12. 9以降	12. 3. 16年舍			享和元. 11. 4年死
76	千吉	窃盗	?	12. 3. 16年舍		12. 11. 4年死	
77	惣吉	3. 4年前窃盗	?	12. 3. 16年舍		享和元. 正. 元年死	寿国院様御祥月御法事
78	長市	各地窃盗	?	12. 3. 16年舍		享和元2. 4年死	
79	久六郎	近村窃盗	?	12. 3. 16年舍		享和元2. 6. 追弘	保国院様御祥月御法事
80	字介	窃盗	12. 正. 22以降	12. 3. 16年舍		享和元. 12. 4. 於柳原断罪, 於万成獄門	
81	金八郎	贖札刷り使用	?	12. 3. 16年舍			文化3. 12. 25鷹光院様 御当座法事追弘
82	善十郎	贖札刷る手伝	?	12. 3. 16年舍			
83	甚吉	同一家窃盗強盗	?	12. 3. 16年舍		12. 10. 6年死	
84	栄藏	種々犯行	?	12. 3. 16年舍			文化元. 3. 1年死
85	兵五郎	近辺窃盗	12. 3. 頃力	12. 5. 3年舍		12. 2. 6年死	
86	十吉	各村窃盗	12. 4.以降	12. 5. 3年舍		享和2. 4. 3年死	
87	甚十郎	各村窃盗	12. 閏4.以降	12. 5. 3年舍		享和元2. 24. 不時御免追弘	
88	甚之介	悪札使用	?	12. 5. 3年舍		享和元8. 29年死	
89	甚介	窃盗共犯疑	?	12. 5. 3年舍		享和元8. 29追弘	不時御免力
90	権七	窃盗	?	12. 5. 3年舍		享和元2. 24. 不時御免追弘	

穿鑿番号 書抜員	人名	裁決事由 本町戻は触れず	召捕 年月日	穿鑿 年月日	その後の流れ													
					寛政10	寛政11	寛政12	享和元	享和2	享和3	文化							
91	千 蔵	立掃窃盗	12.4以降	12.5.3年舎			12.12.16年死											
92	七三郎	立掃窃盗	12.4以降	12.5.3年舎														享和2.3.10本村戻 寿国院様御祥月御 法事
93	文 蔵	88悪札使用承知疑	?	12.5.3長屋入														12.25不時追払 文化元.2.3 倉敷表廻 刑カ
94	善 助	小豆島強盗	12.4	12.5.27長屋入														12.7.21倉敷へ指立 享和2.3.10追払 寿国院様御祥月御法 事
95	虎 吉	騙り盗	?	12.6.4年舎														
96	浅之介	盗品買取	?	12.6.4長屋入														12.7.25不時長屋入御免・本町戻 享和2.2.6追払 保国院様御祥月御法事
98	助十郎	酒量暴行	12.5.5以降	12.6.4年舎														享和2.2.6追払 保国院様御祥月御法事
99	仁三郎	赤穂札盗酒量暴行	12.5.5以降	12.6.4年舎														享和2.5.28年死 保国院様御祥月御法事
100	八大夫	盗品買取	12.5初カ	12.6.4長屋入														12.7.25不時長屋入御免・本町戻 享和2.2.6追払 保国院様御祥月御法事
101	権次郎	酒量暴行他窃盗	12.5.5以降	12.6.4年舎														保国院様御祥月御法事 文化3.12.25麗光院様 御当座法事追払
102	勘右衛門	赤穂札盗	12.5.5以降	12.6.4年舎														
103	三之介	町方窃盗	?	12.6.4年舎														寛政13.正.26年死 享和元.3.10追払 寿国院様御祥月御法事
104	政 吉	盗品質置等	12.4以降	12.6.4年舎														享和元.3.10追払 寿国院様御祥月御法事
105	庄 八	着岸舟窃盗	12.閏4以降	12.6.4年舎														享和元.2.6追払 保国院様御祥月御法事
106	吉 吉	心易者窃盗	?	12.6.4年舎														
107	高口新左衛門	窃盗未遂	12.8.11カ	12.10.2年舎														享和元.2.24 不時御免追払
108	由兵衛	在中窃盗	?	12.10.2年舎														12.12.2年死 享和元.2.24 不時御免追払
109	久 吉	こそ泥	12.6頃カ	12.10.2年舎														享和元.2.24 不時御免追払
110	百之介	立戻窃盗	12.8	12.10.2年舎														享和3.2.6追払 保国院様御祥 月御法事
111	千 蔵	立戻窃盗	12.8初以降	12.10.2年舎														
112	十 吉	幼児誘拐	12.10.7	12.10.11長屋入														12.11.4大坂へ指立 享和元.2.2.24 不時御免追払
113	市 平	奉公等窃盗	?	12.10.27年舎														享和元.3.12年死
114	清 吉	窃盗買入	?	12.10.27年舎														

115 きよ 奉公先窃盗 12.9.17以降 12.10.27年令
116 新五郎 立入窃盗 12.8以降 12.10.27年令

享和2.2.6追払 保国院藏御年月御
享和元2.24 不時御免追払 伝事

繰り返しになるが、被疑者・参考人として事情聴取されて口述内容に問題無く、生活基盤のある地域に戻る事が認められた者以外、本冊子では全ての容疑者は「牢舎」を仰せ付けられる事が前提となる。「刑罰書拔」も対象者は裁決入牢月日は殆ど不明だが、半年前後の牢舎の段階を経て、その後処刑か、「刑罰書拔」を眺める限り追払や本町戻等を直接に科すか〔長期にわたる史料故、「追払」と記載されていても、それを本刑と理解すべきかどうかについては時期毎に慎重な史料検討が必要となる〕、或いは本史料と同様な御法事に伴う赦に依り追払に切り換えるか〔中には赦免になる者も居る点注意される〕等、色々な措置が構じられた事が確認される。それに対して本冊子は二性格から成る史料の混在だが、裁決入牢月日が判明するという大きな相違が存在する事によって、この時期の岡山藩の刑罰構造の解明に対して本冊子の記載が一定の意味を持つ事を教えてくれる。

『岡山県史』近世1では、近世前半を指す表現であろう〔後半の刑罰のあり方の記載が無いのが残念である〕が、

「籠舎は——基本的に未決囚であり、刑罰としてのそれは数が少ない」（三八八頁）とする。但し「未決囚」とは一般的に犯罪を犯した相当な理由があり、監獄に拘禁する事を指すが、本史料で検出される事件は、断罪事例は不明な点を残すが、全て「牢舎」の上で「牢死」を待つか、その間に大赦等の恩恵に預かり、出牢の上、追払われるか、どちらかの取組しか記載は無かった。これは何らかの刑を想定して、その執行を待つ未決拘留とは明らかに性格を異にする。「刑罰書拔」収載「牢舎」と本冊子「牢舎」との関わりの解明が今後の課題として残されている事を確認しておくが、先表の内、寛政九年では八月と日にちが不明であるが、「追払」となった半十郎は「去秋御婚姻被為済候御祝儀為大赦」となされたものであり、「本町戻」となった作次郎も「御前様御安産 若子様御誕生被遊候御祝儀ニ付大赦」により「追払」に切り換えられた事が確認される〔同年「留帳」同月日条参照〕。他の者も「不時御免」や「御免」と記載されており、本冊子による分析と矛盾しない。同八年も眺めておく。三月十日久太郎の「追払」は寿

国院様三十三回忌御法事御執行に依り、「牢舎御免追払」となった次第である。十一月二十二日乙右衛門の「追払」も「宝源院様三回忌御法事」に依り「追払御免大赦」を仰せ付けられており、これ又矛盾しない。従って本冊子の出現によって岡山藩の「牢舎」の上で死罪か、「牢死」しない者の中から「大赦」等を利用して「追払」をする二段階の刑罰構造を採用した訳では無く、この採用時期については随分古く迄遡るのでは無いかと予測しているが、一点史料の検討も着手した段階であり、今後の課題に残しておく。

既に触れたが、御法事に基づく大赦に際して、106庄吉の読解で触れた様に、御祥月御法事御執行に依り、「罪科御免、大赦被 仰付候」の上、「追払」の措置が下された。

明らかに穿鑿によって下された牢舎が罪科であり、本刑であり、生存しておれば大赦の名の下、有罪の効力が全て失われるのでは無く「追払」の措置を併せて執行するのを特色とする。岡山藩では立入禁止の範圍を郡・町村等は当然設けるが、大赦により収牢していた囚人がそのまま在地に居る事の治安維持的な面の危惧から、「強制処分」的措施として「追払」として国払を設けたと推測しておく。中には領外から頻繁に立ち戻って、または立入って犯罪を犯し、

元へ逃げ帰る事も多発していた事例がある事は紹介した通りであるが、本史料からは判明しないが、『留帳』の中には例えば寛政九年三月十日条に寿国院様御祥月御法事に際して、「御寺願」に依って「御国出入御免」・「御国住居御免」の者の名前を列記した記録がある（なお余談だが、本取載事件では「寺入り」によって、親族や村庄屋を含む村民一同から何らかの別の処分を願った記録が、三年間限りが見出せないのは奇異の感を抱く）。本冊子には載らない追払者の領内活動を改めて許可するものであり、逆に一定の追払の効果はあつた事を示す史料と見なすべきか。

ここ迄眺めてくると、本冊子の性格が浮かんできくる。参考人も含めて本冊子に収載された事件に関わり、本町等戻りを認められた参考人等を除き、取り上げられた事件容疑者の召し捕らえ時期は必ずしも統一的に記載された訳では無いが、全て最終的に裁決によって牢舎に入った点では共通する。寛政十三年内の収載犯罪でその後の変動が時期不明の清書段階で判明する場合に牢死した者は「何年何月何日牢死」と追記等して先ず除き、特定の期日に確定されている御法事の大赦や不定期の御婚姻・御出産等の慶事、更に月日の決定は誰が行うのか明確では無いが不時御赦の取組等に依って、追払にする者を選び、これ又「何年何月何

日追払」と追記する。清書後の身柄変動も追記がなされた事はかすれた墨での記載から窺われるが、かくして目下在牢中の人数を常に把握する方策を構ずる一方、その後に入牢に入牢してくる者も新冊子に同じ様な措置を構じていく台帳が本冊子群の一つの役割ではないだろうか。「収牢者牢死・追払台帳」と称すべきか。一案を提示しておく。

最後に不時御赦等に依って、追払に切り換える時期の問題を取り上げる。最も長期にわたり入牢していた者は41忠蔵である。寛政十年十月廿一日入牢、文化十年十月廿九日曹源寺様百回忌御法事に伴う大赦により罪科の牢舎が御免となつて追払になる迄、十五年間入牢という異例の措置である。犯していない銀札贋造を自白した際に、共犯に実在の寺僧の名を挙げた為に彼も召し捕らえられた事は既述した。銀札贋造の事実無く、虚言であつたが、寺僧が犯行の中心人物と訴えたとすると、幕府公事方御定書五十八「悪党者訴人之事」では、自らも悪事ある者が悪党者を名指しして訴えた時、指名された悪党者が自分より訴えた者の方が重い悪事を犯していると反証した場合には、慎重な詮議を求めるとする。本事件では自らも悪事無い者でありながら悪事を犯した者として、より悪党者として寺僧を訴

えた結果、寺僧の方は事実無根であるとの主張を反証として挙げたものの、不十分であり、一旦は自供したと受けとめられ、結果無実が認められずに長期間の収牢の事態となつた。簡単に虚言と判明すれば、御上を欺瞞した事に対する刑罰で済んだもの（55参照）が、重罪となりうる銀札可能贋造に関与の虚言で他をも巻き込んだ事、更にどのような確証を得たか不明だが、牢舎御免に際しては、未だ「作州浄山寺での老奴札板行を繕い使用した事由も加わり、更には少なくとも吟味役人の心証を損ねた事情も考慮に入られて、彼の行為には重大な悪質さが含まれると見做された故に大赦の対象に仲々選ばれずに、結局十五年間の牢舎生活が強いられたと推察される。赦の対象者を選考する過程で心情的要素が判断基準として働いたと考えられる事例を挙げた訳だが、但し犯罪内容と刑罰としての牢舎の期間との均衡とをどのようにして図ろうとしていたかの点になると、どのような犯行が重罪となるのか事件毎に検討を必要とするので、微妙な所が残らざるを得ない。

次の長期入牢者として文化三年十二月二十五日一斉に麗光院様御当座御法事による大赦によつて牢舎御免、追払となつた73多三郎（各地で窃盜、入牢七年）・82善十郎（贋札を刷る手伝、入牢六年八ヶ月余）¹⁰² 勒石衛門（赤穂札

着服、入牢六年余)の三名が居る。内73多三郎の記録は「刑罰書抜」類似様式の史料である為に、非常に簡単な記述に留まり、窃盗犯の大半が数年で出牢していく中で、彼だけが長期入牢となった事由が判明しないが、『留帳』の記録により「古主之物共盗取」った行為が長期に及んだ理由と認められる。82善十郎は銀札贋造を誘われ不図その話しに乗って手伝ったが、不出来で通用しそも無い故に焼き捨てたと供述したが、『留帳』では若干使用したと指摘

しており、藩重罪の一つ藩札贋造に関与した事が長期入牢の原因である事は自明である。よくぞ断罪にならなかったものである。101権次郎は各地で窃盗を犯した他、高木屋敷の者共と酒量への暴行事件に参加したが、享和二年に二年弱の入牢で追払に切り換えられたが、102勘右衛門は『留帳』では帳外者で御家中奉公勤めをした事を挙げるが、赤穂札着服に留まらず舟に侵入して盗んだ疑いが最後迄残り、その行為の悪質性が問われた為に長期入牢となったと思われる。しかしこの三名は命を落とさず生き延びていた故、御法事の恩赦の恩恵に預かったが、84栄蔵の場合、下女誘引の犯行には悪質性を帯びるが、それ以外は供述内容からは一般的悪事を犯したとしてしか認められない。しかしながら同日に共に、又は数ヶ月後の裁決で牢舎になった者が

次々と御法事の赦や不時御免で追払に切り換わっていく中〔勿論その期間中にも一方で牢死する者も多出している事は承知している〕で、彼も大赦等の対象に選ばれず、結局入牢四年後の文化元年三月に牢死した。彼の場合、長期入牢になった事由、赦の対象者に選ばれなかった事由を史料から窺えないのは残念な点である。

逆に比較的短い期間で追払に切り換わった事例の検討を行う。享和二年二月六日、保国院御祥月御法事に依って56勘次郎・115きよ・98助十郎・101権次郎の四名が追払に切り換えられた。56は在中での盗み、但し犯行は未遂も含め二回、盗品の質入で四十匁を得た事で、寛政十一年四月に牢舎となっており、二年八ヶ月振りの出牢であった。115も同事由だが、彼女の場合「大胆な働き」と評される悪質性を帯びつつも、衝動的な犯行の故か、寛政十二年十月裁決から一年四ヶ月で追払になった。一方98は高木屋敷に巣くう一員として酒量りへの暴行という町方狼藉の方人となった事、101も同暴行に参加という町方狼藉以外に不情合な行動もあつた事を根拠とするが、共に酒を飲んだ勢いで衝動的な暴行故に、同年六月裁決から一年八ヶ月入牢となった。この四名が共に同日に恩恵に預かった背景には、56の二回の窃盗だが四十匁を得た事で二年八ヶ月の入牢と、

お粗末な、しかし大胆な窃盗行為での115の一年四ヶ月の入牢、酒の勢いでの暴行による98・101の一年八ヶ月の入牢で懲らしめとして均衡を保つとして追払に切り換える対象に選んだのであろうか。

別の同月日に不時御免の対象に選ばれた人達の犯行内容や入牢期間の角度から検討を試みる。寛政十二年五月から十月にかけて牢舎の裁決があった87市十郎・90権七・107高口新左衛門・110百之介・113市平・116新五郎の六名は享和元年二月二十四日に共に不時御免追払になった。同年同月日条『留帳』によると、彼らの犯行は87・90・107・116は「小盗」、110は追払後、立帰り「有論成趣ニ付召捕、遂御穿鑿候処、盗不仕段筋立候へ共」牢舎という嫌疑、113は「町方ニ而語盗」と、召し捕らえられた事情には若干の差異があり、また収牢から追払への切り換え期間では110・107・113・116の四ヶ月と87・90の九ヶ月余と二大別される。この内百匁弱の窃盗を自供した87の犯行を「小盗」と言えるのか問題となる。単に九ヶ月余で切り換える名目に「小盗」の範疇を利用しただけに過ぎないのか。これに関連して全く「小盗」に属する犯行と考えるを得ない90の九ヶ月余の入牢期間の長さが新たに問題を起すが、89の嫌疑刑に付き合わされたとしか理由は思いつかない。また113も同様に

犯行で得た金額が「小盗」なのかの点から問題を含んでいる（この視点からは前掲56勘次郎が四名の内の一として選考された不自然さとも繋がってくる）。このように眺めると、追払に切り換える者の選定に際して、犯罪内容・収牢期間を廻つて或る程度の基準が存在した事を推測させるが、選定された事由を見出せない事件がその中に相当数含まれている事も忘れてはならない。

個別の問題を眺めると、前号で触れた様に被差別身分にあった53辰次郎と54善八は共に在中での窃盗によつて同日に牢舎となったが、窃盗件数・内容等に大差は無いにも関わらず、54は一年の入牢で追払となった一方、53はその恩恵を受けずに牢舎生活が続き、54出牢の七ヶ月後に牢死するに至った。この生死を分けた選考基準は何処にあったのか。岡山藩では同じ被差別身分でありながら、在地に固定される者（帳外でもその身分は付いて廻る）と物乞いとして各地を移動する者との差異が反映しているのであろうか。同様な現象は寛政十二年三月十六日穿鑿牢舎となった者の内、二件の窃盗を認めた80金介が先ず享和元年二月六日の保国院御祥月御法事に預かり、また少なくとも八件の窃盗を重ね、金額に換算すると高額になると思われる品等を

盗取した78長市が同年三月十日の寿国院御祥月御法事に伴う赦で追払となった一方、僅か一件の窃盗を自白した75清八は解放されないまま、同年十二月に牢死した。前二名と異なるのは播州無宿・共犯の存在の点であるが、それが選考の基準に影響を与えたのであろうか。或いは前掲の80金介の犯行は『留帳』享和元年二月六日条では「町方ニ而致小盗」と口書通りの内容を纏めているのに対して、一緒に追放となった72中将は「在中寺々ニ而致盗」と纏めるが、実際の犯行は口書では寺から銀札二百七十目を盗む他、各寺から仏具や衣類を盗んでおり、75清八と対比する迄も無く、80金介と72中将とが同一法事で罪科御免、追払となる選考基準も理解しがたい。

岡山藩はこの時期有罪と認められた場合、何れも牢舎に収容される。「但し召し捕らえられ、取り調べの為収容されている内に死亡した者も出現したと推測されるが、本冊子では判明しない。そこ迄の記録した史料は未だ見出していない。」その中から死罪になる者、幕府諸機関に引き渡される者が最初に牢舎から出て行き、続いて身体の弱い者等が牢死者となって牢屋を出る。その中で生き残っていた者の内、何らかの基準に基づき御法事や不時の御赦によって追払等に切り換わって出牢が出来た。しかし、その恩恵

に預からなかった者は牢死を待たざるを得なかった。今回紹介の三年間の史料では、選考基準が不明確なまま、一方で出牢し、他方では牢死する者が出現する状況にあった一端を検出しえたかと思う。この様に牢舎を基軸とするこの時期の岡山藩の刑罰構造からは恩赦はどこまで更生に資したのか、立戻りによる犯行の多さから疑問を覚えるが、牢舎からの解放には必須の制度であり、その始まりの解明が重要な課題である事を確認しておきたい。

この不公平感を抱かせる原因は、恩赦の対象者選考の基準の不明確も一因であるが、それ以上に真実の発見に向けての役人の吟味のあり方の不十分さに主因がある事は否めない。各事件の読解の折りに随所に指摘した事だが、罪を犯した事を断固として認めず、自白が得られなかった場合に、片言節句の供述を以て自白を得たとして処理したり、被疑者の犯行への関与を立証する手立てを十分に構じないまま、被疑者の供述は筋立つとしながら、先入観からか嫌疑刑を設けて有罪に持ち込む等の取組の悪弊は指摘した所である。本冊子所掲事件にのみ認められる現象か、その解明は今後の課題に残すが、刑事内済の動きに余り関心を寄せず、実刑を科した結果、牢死者が出る事態も発生した。また恩赦に国清寺が寄与した事は承知する〔例えば関係史

料『留帳』享和元年三月十日条参照)が、地方寺院に於ける在地事件を廻つての寺入りの制が機能していた史料も認められなかった。

この事由を考えると、幕府諸機関、例えば倉敷代官所や大坂町奉行所、更には江戸留守居に依る老中や諸奉行等との接触の取組によって、幕府の刑政を知る機会を持ちながら、その秀でた諸点——旧悪の制・手限権限の明確化・本来の意味での前非を後悔した者への刑罰執行の宥免・多発する窃盗事件に対して窃盗金額・方法・被害者との関係等の多様な面から過去の判決から類似する事件を摘出してその判決を基軸に刑罰を探究する方法等——を必ずしも導入した形跡が認められない事から、刑政に遅れが生じた事が先ず挙げられる。その結果、岡山藩では裁決結果を『留帳』や岡山藩法として集成した「判例集」、更に「刑罰書抜」や本冊子の「御穿鑿者口書」は何れも基本的に編年体で編纂されており、犯罪類型によって分類する幕府『御仕置例類集』の様な部類分けの編纂書が誕生しなかった。それ故に事件内容に応じた解明に向けての定式的な処理のルールが生まれず、結果伝聞に頼ったり、不審者との目明しの判断で召し捕らえて取り調べが始まる事自体は江戸時代の一般の方法である。しかし、簡単に自供を得られた場

合はともかく、有罪の自供を得るために、どうしても恣意的に証拠や参考人に依拠して吟味を行う事となり、個別的に処理を進めざるを得なくなり、結果、有罪の根拠を見出されない場合にも嫌疑刑の考えを導入したり、牢舎期間の長短によって示される刑罰についても犯行内容の統一的把握基準が無いために不整合が生じたり、更に牢舎から一応解放される唯一の恩赦に於いても選考基準の不明確を生み出したのではないかと、僅か三年間の刑事事件史料からの分析ではあるが、敢えて見通しを立てて置く次第である。

本来ならば各論的に個別事件の部類分けを一層精緻に進めて分析すべきである事は承知する所である。例えば十七、八歳前後の若者層の犯罪が幾例か検出されるが、その犯行動機は何処にあるのか。またその年齢を乗り越えて奉公を始めた者達が奉公先や関係先等で盗みを犯し、その盗品を売り捌いたり、質入れする事件が多発するが、その誘因は何か。同様に参勤交代に付き添い江戸へ足軽等として上り、そこで罪を犯したり、転々と侍達への奉公先を変えつつ、そこで同様に罪を犯す事例も目立つ。日雇稼による日銭がある時は宜し、無ければ犯罪へ走る事例も多いが、個人の問題に属するのか。足軽奉公等で江戸に行く場合、残され

た家族の生活保証はどう取り組まれていたか。同様に侍達への奉公に際して請人や俸祿はどうであったのか。或いは盗品と簡単に引き取る商売に対する統制の弱さを眺めると、岡山藩の取組に問題が無かったのであろうか。

或いは母恋しさに領内に潜入するのは理解しえたとしても、同時に犯罪を行う事例も散見されたが、この矛盾した行動をどの様に評価すべきか、或いは金比羅詣でを意図する宗教心の強さは評価されるが、金策尽きて盗みに走る事例も散見される等、刑事学上興味を覚える問題が多々ある。また個別事件では妻の姦通現場に乗り込んだ訳では無く、密通相手と見込んだ下男を突然殺害した45定平と、密会現場に乗り込み妻を引き出し殴打し、間に入った姦通相手と考える男をその過程で殺害した59勘左衛門の夫としての私的制裁権を巡る評価の違いは何処にあるのか、また本冊子所収史料の中で他史料からも関連史料が一番多く検出される94善助の小豆島瀧水寺強盗事件に際して倉敷代官所での取り調べに立ち会う過程で、幕府に於ける吟味との接触あり方等、関心を抱く問題はある。これこそ三年間の刑事事件という限られた期間の史料に依拠する上に、必ずしも統一的に採録されて残されていない事もあり、また前号の解説で関心を抱く問題に対しては不十分な点を残しつつ言

及した故に、今回はこれ以上触れない事とする。出来る限り多種の史料等も目配りしつつ、史料翻刻・解説・そこから読み解けるものの順で分析を進めてきた。本冊子に所収された穿鑿を受ける者は、参考人として供述を求められた場合以外、疑惑事件への関与の有無が問われ、この段階で有罪を自供した者は直ちに入牢する。幕府の様に厳格に犯行を承認する旨の爪印等を求めない為に、被疑者が幾ら否定しようと嫌疑を受けただけで入牢させる取組を岡山藩は採った。更に牢舎収容の期間が法定されていない為に、御法事や不時の御赦の恩恵を預からない者は牢死を待つのみであり、牢舎から解放された者も追払への切り換えが基本であり、新たな生活基盤の構築が彼等にとつて直今の問題が待ち受けているが、藩はその問題に顧慮しない。それ以前にその解放の期間、誰を解放の対象に選ぶかでも問題を抱える。以上が今回の分析の基本だが、多くの未解決の問題を残した。御高教をお願いする次第である。

御穿鑿者口書（寛政十〜十二年）関係史料

江明廿四日罷出者

☆岡山大学附属図書館所蔵池田家文書・寛政十年以降『留

一八人 御足輕

帳』「刑罰附有赦」〔以下留帳年次のみを記載し、「刑

内 式人 玄関下番

罰附有赦」の記載は省略する〕。一部公刊史料も掲載

式人 裏玄関下番

する。猶冒頭の洋数字は口書の通し番号である。

四人 牢屋敷より付添

一五人 大役

寛政十年八月条

駕籠昇井用意人

八月

一左之者共不時御免

〔中 略〕

備中中大島村出生

4

帳外 重四郎

此者、先達而より山根源之丞前下女与因ミ居申、去

右之通御同所江九時過指出候手筈之義、御郡代・判形

年源之丞方紛失物之儀ニ付、右女と馴合候風聞ニ付、

・御普請奉行・御城代組頭江小仕置水野主計より口達

被召捕、遂御穿鑿候処、紛敷筋相聞不申候

ニ而夫々取斗有之様ニ申移、同廿四日御評定所へ吉祥

右追払

院罷出候ニ付、大御目付不残出座、申口承之、尤求馬

寛政十年十月廿三日条

寛政十一年三月廿八日条

十月廿三日

同廿八日

42 一大御目付より左之趣申移吳候様申出候、和氣郡野吉村

42 一和氣郡野吉村安養寺寺中吉祥院義、似せ札取扱候趣、

安養寺寺中吉祥院申口、大御目付承候ニ付、御評定所

讚州高松出生帳外忠蔵及白状候付、吉祥院江御尋之処、

御穿鑿者口書（寛政十〜十二年）Ⅲ

八五

何之竟も無之段申候ニ付、猶又忠藏義巖敷御穿鑿有之候処、全吉祥院江申懸、偽候段、明白ニ相聞候、依之吉祥院義、疑敷義無之候間、帰寺被 仰付、此段可申聞旨、寺社奉行江御用老被申渡

寛政十二年二月六日条

同六日

一 保国院様二十五回御忌御法事御執行ニ付、為大赦罪科御免、左之通被 仰付

6

芸州領三次郡尾野道出生帳外 磯 七

加賀国城下出生帳外

5

多平

此者共、在中所々ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

備後国尾野道出生帳外

3

むめ

此者、山根源之丞方ニ而金子銀札盜取候趣、御穿鑿之上白状、

三人追払

寛政十二年三月十日条

同十日

一 寿国院様御祥月御法事ニ付、罪科御免、左之通被 仰付

55

備中宮内帳外

清藏

此者、有論成義有之、被召捕候趣、穿鑿之上白状、牢舎

作州津山坪井町出生帳外

111

千藏

此者、在町所々ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

三人追払

寛政十二年四月廿日条

四月廿日

一 大猷院様百五十回御忌御法事御執行ニ付、為大赦、罪科御免、左之通被 仰付

54

非人 善八

大坂上町出生帳外

半七

右之者共、在中所々ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、
牢舎

メ式人追払

寛政十二年五月三日条

五月三日

一不時御免

邑久郡飯井村之内嶋

穢多弥右衛門悴

六之介

8

此者、打牛仕候段致白状本人ニ而御座候間、郡払、
家財闕所被 仰付

『藩集 1 岡山藩下』三四三頁「法例集拾遺」卷七闕所

五六三「其身妻子共郡払缺所之事」

寛政十年午年 「穿鑿留六百六十三番下」

一 邑久郡飯井村之内嶋

穢多弥右衛門悴

六之介

「此者打牛イタシ候様子ニ付
大御目付立会吟味之上牢舎」

右之者此度牢舎御免郡払、家財闕所被仰付候間、明後
三日朝弓之町牢屋敷へ御徒目付罷出候様申付置候、役
人立合致出牢相渡候様、且又家財闕所取計之儀とも御

御穿鑿者口書（寛政十〜十二年）Ⅲ

申付可被成候、右為可得御意如此御座候、已上

五月朔日

相見喜左衛門

鈴木 新兵衛

津田源右衛門様

高桑忠右衛門

右之通申来ニ付、同三日構御郡奉行香川七大夫、御郡
目付鶴飼権平へ左之通申渡

邑久郡飯井村之内嶋

穢多弥右衛門悴

六之介

右之者此度牢舎御免、其身并妻子とも郡払、家屋敷家
財闕所被仰付候

但、六之介出牢申渡ハ相濟候、跡家内取捌申渡候事
〔付紙〕但、田畑有之候とも、御構無之事

寛政十二年五月七日条

同七日

一 高木左近右衛門長屋借秀介義、御尋之筋有之候間、召
捕、町手江相渡候様との御事ニ付、此旨組頭藤岡勘右
衛門江切紙ニ而小仕置より申移

同日

八七

一左之通町奉行より申出

98

助十郎

今朝御移り合御座候高木左近右衛門長屋ニ居申候秀

101

古京町浦嶋屋権介悱
権次郎

介と申者儀ニ付、近辺江罷越様申、同心共ニ参具候

99

児嶋郡田井村
仁三郎

様ニ左近右衛門より申越候付、同心六大夫と申者罷

97

古京町西大寺屋左太郎悱
橋次郎

越候処、右秀介相渡由申候付、則請取、町会所江

寛政十二年六月廿日条

同廿日

連越候旨申出候間、同所長屋入ニ取計置申候、此段

50

右之者共、在中所々ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、

御達申上候、尤近日内吟味仕らせ、委細之義可申上

48

備中窪屋郡沖村出生帳外
惣兵衛

奉存候

50

備中窪屋郡沖村出生帳外
熊次郎

一右之外別紙名前之者共、先達而鬆着町茶屋岩之介方

50

右之者共、在中所々ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、

ニ而狼藉仕候由相聞へ候付、今日於途中同心之者共

48

上道郡金岡村出生帳外
惣兵衛

手先ニ而召捕候由申出候、尤委細之義者追々吟味之

48

一有徳院様五十回御忌御法事御執行ニ付、為大赦罪科御

上ならてハ難相分御座候得共、先町会所長屋江入置

48

免之者共

申候、追々内吟味仕せ、委細之義可申上候、尤相伺

48

上道郡金岡村出生帳外
惣兵衛

長屋入可申付筈ニも御座候得共、多人数之義、番人

48

備中窪屋郡沖村出生帳外
惣兵衛

等も難手合奉存候間、右之通取計置、御達申上候、

48

備中窪屋郡沖村出生帳外
惣兵衛

以上

50

右之者共、在中所々ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、

五月七日

50

右之者共、在中所々ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、

池田波門様

長谷川庄大夫

牢舎

芸州領尾道出生帳外

別紙
覚

非人
兵吉

備中鴨方郡佐古屋吉兵衛

此者、在中ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

三人
右追払

所江召連差出候処、御請取被成候間、指置罷帰候由被
仰渡候旨、奥田亀左衛門より申越別帳ニ委細有之

寛政十二年七月廿五日条

『藩法集1岡山藩下』四〇二頁「法例集拾遺」卷九罰事

七月廿五日

六八七「盜賊大坂表へ被差立事」

一左之者共、不時長屋入御免被 仰付

寛政十二年申 「穿鑿留六百六十五番別記」

下市町児嶋屋

一和気郡南方村松本寺理性院方へ、去ル四日夜盜賊這入

96

浅之介

此者、不計も備中都宇郡撫川村帳外虎吉盜物を度々
買取候趣ニ付、長屋入

品々盜取候ニ付、非人番共致吟味居申処、去ル七日同
郡片上葛坂にて、有論ケ間鋪者子共一人連通り懸り候
付、番人共召捕、村方にて相糺候処、大坂坂町壹丁目

右本町戻り

平野屋源兵衛と申、只今之名ハ重吉と申候よし、子共

和気郡日宝村

義ハ大坂高津南瓦屋町焼塩屋裏河内屋佐兵衛倅鶴藏と

100

八大夫

此者、児嶋郡田井村仁三郎盜物を数多買取候趣、不
埒ニ付、長屋入

ハ盗出し候もの、よし申之、并右之外ニ右重吉より当
六月理性院方へ子共一人預置、此子共ハ勾引候者之由

右本村戻り

別紙之通村方より注進申出候付、子共兩人ハ村方にて

寛政十二年十一月十三日条

養育致させ置、重吉義長屋へ入置、牢方之者相尋候処、

十一月十三日

先達て大坂坂町壹丁目平野屋源兵衛と申候ハ偽にて、

112 一先達而大坂江被指立候江戸麻布青山出生帳外梅吉事重

実ハ江戸麻布青山出生帳外梅吉事十吉にて有之候由申

吉井子供兩人、去ル八日着坂、即日水野若狭守殿御役

候付、御郡会所ニ於て遂吟味候処、出所右之通にて弥
大坂者之子共兩人勾引連廻り候段及白状、則別紙重吉

御穿鑿者口書（寛政十々十二年）Ⅲ

八九

口書之通ニ御座候、右重吉義御国内ニて為指不埒懸り合之義ハ無御座、右躰大坂ニて不埒仕候者ニ付、大坂表へ御指出、并子共兩人も同所親々共へ引渡候様可有御座候哉、何レ同所御留守居より右之趣御奉行所へ申達、御指図次第ニ御取向可被成義哉と奉存候付、則注進書并口書帳面共相添指出申候、尤奥田亀左衛門より早々否申越候様有御座度奉存候、已上

十月

高木甚左衛門

一十月廿七日亀左衛門より來翰、

今廿七日荒増口上書認、御役所へ指出候処、右重吉指出可申、并子共兩人ハ親々罷下り居申候ハ、引渡、重吉着坂之節一所ニ着致候様取向可然との事、但、重吉指登之節御手当手輕ニて可然と申來

一十一月四日重吉大坂へ御指立、手錠腰繩付、四ツ手駕籠

一道中より附添浮足輕小頭老人、同御内用老人、浮足輕四人内式人同老人錢払人湯水取非人番式人足裁判

寛政十二年十二月廿五日条

十二月廿五日

備中子位庄村帳外穢多

93

文藏

此者儀、穢多甚之介患札取遣候様子、一向存不居申趣筋立候ニ付、不時追払被 仰付旨、大目付より申出『法と政治』64卷2号155頁93項当該箇所薄字の為に、『追払』を「牢死」と誤読した。恥じる次第である。

享和元年二月六日条

二月六日

一保国院様御祥月御法事御執行ニ付、罪科御免、大赦被

仰付候者共

野殿町花屋庄介悴

庄吉

106

此者、町方ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、牢舍

作州津山東町出生帳外

中将

72

此者、在中寺々ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、牢舍

御野郡河本村出生帳外

金介

80

此者、町方ニ而致小盜候趣、御穿鑿之上白状、牢舍

メ三人

右追払

享和元年二月廿四日条

同廿四日

一不時御免、追払被 仰付候者共

邑久郡福岡村武八悻

市十郎

87 此者、在中ニ而小盗仕候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

長門国川上郡吉田村

出生帳外

90 此者、在中ニ而小盗仕候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

讚州丸龜西横町浪人

高口新左衛門

107 此者、在中ニ而小盗仕候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

邑久郡磯ノ上村出生

帳外

立婦

百之介

210 此者、先年御郡手より追払ニ相成、已後立婦、有論

成趣ニ付召捕、遂御穿鑿候処、盗不仕段、筋立候へ

共、先牢舎

御穿鑿者口書(寛政十ノ十二年) Ⅲ

御野郡竹田村

113 此者、町方ニ而語盗仕候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

市平

御野郡辰巳村出生帳外

116 此者、在中ニ而小盗仕候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

新五郎

六人

享和元年三月十日条

三月十日

一寿国院様御祥月御法事御執行ニ付、罪科御免、追払被

仰付候者共

下出石町富田屋

次郎兵衛悻帳外

104 此者、町方於所々致盗候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

政吉

備後国尾ノ道出生帳外

定八

105 此者、天瀬川筋船ニ而致盗候趣、御穿鑿之上白状、

牢舎

赤坂郡大久保村出生

九一

帳外

78

此者、在町ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

メ三人

一御寺願之内、左之通御免被成候旨、五月九日寺社奉行江御用老被申渡

長市

81一於柳原断罪之上、於万成獄門

宇八郎

作州久米北条郡神代村帳外

此者、四年已前、作州熊谷村重左衛門より御国銀札之似せ板行を借り、似せ札致し遣ひ候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

備中賀陽郡宍粟村

龜吉

享和二年二月六日条

二月六日

御野郡原村

和右衛門

一保国院様御祥月御法事御執行ニ付、罪科御免、追扨被仰付候者共

〔他六名略〕

津高郡尾上村帳外

右之者共、此度御国出入御免被 仰付候

上道郡平井村幸五郎兄

佐太夫

56

此者、在中ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

勘次郎

児島郡洪川村

吉之介

児島郡宇藤木村

小右衛門後家娘

〔他七名略〕

115

右之者共、此度御国住居御免被 仰付候

舎

此者、在中所々ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、牢

きよ

享和元年十二月四日条

十二月四日〔同日断罪の者他四名は後号で紹介する〕

98

備中賀茂方村帳外

助十郎

此者、於町方狼藉致方人候趣、御穿鑿之上白狀、牢舍

古京町浦嶋屋権介

権次郎

此者、於町方狼藉致方人、其上不情合之趣、御穿鑿之上白狀、牢舍

ノ四人

此者、先年追扨被 仰付候処、立婦、在中ニ而致小盜候趣、御穿鑿之上白狀、牢舍

〔二名略、後号参照〕

備中都宇郡撫川村帳外

虎 吉

此者、町方所々ニ而致小盜候趣、御穿鑿之上白狀、牢舍

牢舍

ノ六人追扨

三月十日

一 寿国院様御祥月御法事御執行ニ付、罪科御免、左之通

被 仰付

津高郡草生村万吉妹

とよ

九月八日

一 湊明院様十七回御忌御法事御執行ニ付、為大赦、左之

通被 仰付

芸州祢子屋橋町出生帳外

立婦

八十吉

此者、不慎之所より、同村松右衛門を隣家勘左衛門致切害候趣、御穿鑿之上白狀、牢舍

右本村扨

〔二名略〕

備中窪屋郡浜村出生帳外

立婦

七三郎

ノ式名追扨

〔二名略〕

二月六日

一保国院様御祥月御法事御執行ニ付、罪科御免、追払被仰付

作州津山坪江町出生帳外
立婦 千藏

111

此者、先達而追払被 仰付候処、間もなく立婦、在所々ニ而致盜候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

〔二名略〕

ノ三人

文化三年十二月廿五日条

十二月廿五日

一麗光院様御当座御法事御執行ニ付、為大赦、左之通被仰付

右京町西大寺屋

橋次郎

97

此者、去冬酒狂ニ而同町藤屋作介妻江手庇負候処、

持病之積氣指起相果、并網浜村増次郎江手庇負せ候

趣、御穿鑿之上白状、牢舎

作州久米北条郡一式村

帳外

善十郎

82

此者、先年贖札之手伝致し、少々取遣ひ候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

備中中嶋村帳外

多三郎

73

此者、先年町方ニ而盜致し、其上古主之物共盜取候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

右三人、罪科重キ者ニ御座候得共、此度格別之御法事ニ付、御免

津高郡菅野村帳外

勘右衛門

102

此者、先達而御家中奉公仕候内、段々不埒有之、其上帳外ニ相成候而も、御家中雇奉公致し、不埒仕候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

右此度重キ御法事ニ付、格別ニ御免

ノ四人 追払

十二月廿五日

一麗光院様御当座御法事御執行ニ付、左之通被 仰付

上出石町中尾屋

平之介

〔五名略〕

右六人之者共、酒狂ニ而佐分利日雇役之者和介を致

打擲候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

メ六人 追払

〔後略〕

文化十年十月廿九日条

同廿九日

一曹源寺様百回御忌御法事御執行ニ付、為大赦、罪科御

免、追払被 仰付者共

讃州高松帳外

忠 蔵

41

此者、和氣郡野吉村吉祥院江御国贖札板行之義無失申懸、其上作州浄山寺ニ居申浄空ニ被相頼、忝匆札之板行繕ひ致遣し、手間代囉請候趣、御穿鑿之上白状、牢舎

〔一名略〕

メ二人

94 善助関係資料

☆岡山大学附属図書館所蔵池田家文書法制一点文書

マイクロフィルムTED-013

寛政十二申年より享和元酉年迄

備中子位庄村穢多善助、小豆嶋瀧水寺ニ而

致押取候一件

一筆致啓上候、向暑之節御座候得共、弥御安全被成御勤
珎重奉存候、然者又左衛門支配所讃州小豆嶋村々百姓家
并寺院杯江盜賊這入、衣類品々盜取り候処、右盜賊者同
寫池田村百姓定右衛門・穢多与三右衛門与申者ニ有之、
村方ニ而捕差出候間、吟味いたし候処、其御領分内備前
国小〔マ〕位庄村穢多又吉・善助与申ものも同類之趣、
及白状申候、早々御召捕之上、否被仰聞候様奉存候、右
之段可得貴意旨、又左衛門申付、如此御座候、以上

五月十一日

富田 新八郎 判

増井 左門太 判

芹川與右衛門様

御穿鑿者口書（寛政十〜十二年）Ⅲ

九五

御札致拝見候、如仰向暑之砌、弥御堅固被成御勤、珍重奉存候、然者其 御支配所讚州小豆嶋村々百姓家并寺院杯江盜賊這入、衣類品々盜取候処、右盜賊者同鳶池田村百姓定右衛門・穢多与三右衛門与申者二有之、村方ニ而捕差出候ニ付、被逐御吟味候所、当領分備中国子位庄村穢多又吉・善助与申ものも同類之趣及白状候間、早々召捕、否可及御答旨、又左衛門様為 仰御昏面之趣、承知仕候、右善助義者不埒之義有之、先達而入牢申付置候者ニ御座候、又吉義、早速捕方之者申付差遣候所、去ル七日頃与り他行いたし、帰不申候由、右一件御吟味御座候趣承、逃去候段無覺束、早々致手配、追手之者指出申候間、召捕候ハ、其段早速可得御意候、善助義者、御差図次第指出可申候間、左様御承知被下、可然様被仰上可被下候、右御答為可得御意、如此御座候、恐惶謹言

芹川與右衛門

五月

増井左門太様

富田新八郎様

乍御報致拝見候、如仰向暑ニ御座候、弥御安全被成御勤、珍重奉存候、然者

御領分備中国子位庄村穢多又吉・善助義、当支配所讚州小豆嶋ニ而盗いたし候ニ付、御召捕之儀及御懸合候処、善助義者御吟味筋有之、先達而被召捕、入牢被仰付置候旨、又吉義、御捕方被差出候処、去ル七日比他出いたし相帰不申由、同類之者被捕候様子承り、逃去候義ニ可有之、追々御手配被成候ニ付、御召捕候ハ、可被仰聞旨、且善助義者、申進次第、御差出可被成旨、御昏面之趣致承知候、何れ取計方向之上、追而可得御意候間、左様御承知可被下候、右可及御再報旨、又左衛門申付、如是御座候、恐惶謹言

富田 新八郎

五月十三日

増井 左門太

芹川与右衛門様

判

追而本文得御意候もの共之外、穢多共之内同類有之候ニ付、此節捕方之者共も、夫々江差出置候、又吉義見当候ハ、為召捕候様可致候間、此段も御承知被置可被下候、右一件ニ付、此上何角御世話ニも可相成候間、無御 蔵〔腹藏カ〕御懸合可被下候、奉頼候、已上

貴札致拝見候、如仰向暑之砌、弥御安全被成御勤、珍重

奉存候、然者 其御領分備中国子位庄村穢多又吉義、御手配之上、御捕方之者被差出、村方江も嚴敷尋方被仰付候得共、今以行衛不相知旨ニ付、段々被入御念候御昏面之趣、致承知候、彼是御世話之義ニ奉存候、右御挨拶旁為御報、如是御座候、恐惶謹言

五月廿三日

富田 新八郎

判

芹川與右衛門様

増井 左門太

判

別昏ヲ以得貴意候、然者御召捕被置候子位庄村穢多善助者、又左衛門支配所讚州小豆嶋池田村瀧水寺江、当三月中、同類申合押入、住職衣類品々盜取候者之旨、召捕置候同嶋測崎村与惣右衛門事十藏申立候、然ル上者、盜物配分等請、売払候義ニ可有之候、善助当方江請取候迄、日間も無御座候義ニ付、取散候而者如何ニ付、同人御糺之上、右買主相知候上者、外々江猶又売払候義、御指留被置候様いたし度奉存候、右之段可御意、如是御座候、已上

五月廿三日

富田 新八郎

増井 左門太

芹川與右衛門様

備中子位庄村

穢多

善助

右之者、少々有残之義御座候ニ付、長屋へ入置申候処、此度備中倉鋪御代官柘植又左衛門殿御支配所小豆嶋池田村瀧水寺江、当三月押入、住職衣類等品々盜取候者之旨、倉鋪江被召捕置候同嶋測崎村与惣右衛門事十藏申立候ニ付、善助義、盜物配分等請、売払候義ニ可有之、同人倉鋪江受取候迄ハ日間も有之義、取散候而者如何ニ付、同人相糺候上、右買主相知候ハ、外々江売払不申様、指留呉候様、別昏之通、御代官手代より芹川与右衛門江申来候間、兼々大御目付立合、申口承り候様可被 仰付候哉、則別昏来翰相添奉候、已上

五月

津田源右衛門

貴札致拜見候、如仰甚暗〔暑〕之砌、弥御堅固被成御勤、珍重奉存候、然者御召捕被成候子位庄村穢多善助盜物者、当三月上旬、毛氈沓ツ・小蒲团沓ツ・鼠小紋着物沓ツ・夜着沓ツ、都合四品倉鋪村古着商ひいたし候万次郎与申者江口入いたし、小豆嶋測崎村穢多十藏より売払候旨及

白状、其段委細被仰越候御昏面之趣致承知候、彼是御世話之義ニ奉存候、右御挨拶旁可得御意、如是御座候、恐惶謹言

五月廿九日

富田 新八郎

判

増井 左門太

判

芹川与右衛門様

子位庄村穢多

善助

五月廿七日晚、於御郡会所御穿鑿有之、及拷問候得共、盜ニ者不參由、不及白状、筋立不申ニ付、長屋入

尤右之者、下地御郡方ニ而紛敷義有之、長屋入致置、相糺義有之、右之処ハ相済候処、御代官所より頼来、此度表御長屋入ニ相成

一 七月四日、御勘定奉行菅沼下野守殿より御呼出ニ付、御留守居深谷助左衛門罷出候処、別紙之通御書付一通、御用人ヲ以御渡被成候間、則写差出申候、早々御国江可被仰遣与奉存候、以上

深谷助左衛門

別紙

柘植又左衛門御代官所讃州小豆嶋淵崎村百姓定右衛門・穢多与三右衛門・善藏・備中国浅海村穢多源藏怪敷風聞有之候内、善藏ハ逃去候由ニ而、定右衛門・与三右衛門・源藏召捕、相糺候処、御領分同国子位庄村穢多善助・又吉申合、当三月中、讃州小豆嶋之内寺院・百姓家等ニ而盗いたし候趣申立候ニ付、又左衛門方より及懸合候之処、又吉者逃去、善助召捕被置候由ニ而、取計方之義、又左衛門申聞候間、伺之上、安藤対馬守殿依御差図、一件之ものと、又左衛門於陣屋吟味詰可申聞旨申渡候、同人方より懸合次第、善助者引渡し、其外引合等有之候ハ、引渡、吟味之節、彼地役人立会有之候様存候、已上申

七月

上書附紙

御名
留守居

菅沼下野守

享和元辛酉年

先達而書上置申候子位庄村穢多善助、小豆嶋瀧水寺ニ而押取致候一件、此度口書印形被申付候ニ付、立

会候首尾書上

一十月廿九日晚方、倉敷表江參着仕、毎之通郷宿を以、御呼出之者何茂召連罷越候趣、屈置申候

一同晦日昼過、御呼出之者一同召連、御役所江罷出申候、無程御代官御逢有之、取合せ御挨拶申述候、畢而引合之者共不殘御白洲江呼入置、手代富田新八郎・木下幸平・私共罷出、御代官出座之上、夫々口書読聞、印形致させ、相濟、暮頃旅宿江引取申候、呼出候者共勝手次第可為致歸村との儀ニ付、其段申渡候

右之通ニ相濟候ニ付、今日引取罷歸申候、口書写両通相添指出申候、以上

十一月朔日

御郡目付

山口右衛門九郎

御名領分

備中国窪屋郡子位庄村

穢多

善 助申口

西六十歳

去申三月・四月中、両度小豆嶋池田村瀧水寺江押入候盜賊一件御吟味御座候

御穿鑿者口書(寛政十一年) Ⅲ

此段申上候、私義、田畑高四石余所持仕、家内者四人

暮ニ而、農業之外、牛商仕罷在候、然ル処、塩飽嶋之内、村名不弁宗谷と申所穢多松兵衛義着船持ニ而、所々より泥亀を買取、大坂表江積廻シ義を重々渡世仕、子位庄村江も毎度罷越、知ル人ニ候処、兼而私牛商仕義も能存罷在、松兵衛在所江乍商可罷越旨申之ニ付、折節牛之子五疋買置候間、同所江牽連商可致存、去申正月廿七日宿元ヲ出、松兵衛在所江罷越、同人方ニ逗留仕候処、右子牛壳先松兵衛彼是と世話仕呉候得共、望人稀ニ而、漸尙疋壳払候迄ニ付、松兵衛も氣之毒ニ存、近嶋々知ル人相頼、壳払可遣旨申之ニ付、任其意候処、松兵衛手船指出呉候間、子牛四疋共乗せ、私も乗組、松兵衛水主ニ而、翌月朔日塩飽嶋出帆之上、近嶋と寛所之名を不覚百姓家江、松兵衛案内ニ而立寄候得共、子牛壳払候相談不相調、夫より讚州直嶋江參候得共、埒明不申、同国小豆嶋江其夜四ツ時着船仕、同所崎村穢多与三右衛門方江者毎度牛商に罷越逗留仕、兼而知ル人ニ有之候間、猶又牛商參候趣申入候処、早速与三右衛門義、右船迄罷越、牛之子四疋も揚呉候上、松兵衛者船ニ残置、私者与三右衛門方ニ逗留仕居候内、追々望人御座候ニ付、壳払候得共、代銀滞候間、数日逗留

九九

ニ相成、翌月五日ニ至候処、私鞆備中国真壁村穢多三兵衛義私ヲ尋來、子位庄村江御領主様御役人中宗門為糺、近々廻村有之候間、宅内に不罷在候而者難相成旨、庄屋より申渡有之ニ付、早速可罷帰旨申聞候得共、子牛壳渡候銀子未滞有之候間、直ニ帰村も難成、其夜者三兵衛供ニ与三右衛門方ニ止宿いたし、翌六日ニ相成候間、早朝より買主方江罷越、右之銀子及催促、漸請取、与三右衛門方江同日八ツ時頃罷帰、食事相用暫ク休足仕候内、暮時ニ相成候処、与三右衛門近所穢多忠兵衛ニ牛商之義ニ付用談有之罷越、又候与三右衛門方江帰途途中、同居宅筋向之方小家ニ、私同船仕候松兵衛咄声仕候間、立候候処、右者平蔵と申者之宅ニ而、同村定右衛門・穢多与三右衛門・善蔵・塩飽嶋穢多松兵衛・無宿源兵衛酒吞合罷在候間、私義、松兵衛江船番等閑ニ仕、自然盗ニ而もあひ候而者如何之旨申聞候上、早速可罷帰処、一同差止候間、私も酒吞候処、無宿源兵衛申聞候者、近郷池田村瀧水寺と申寺院者、人家隔り盗ニ入候而も氣遣無之候間、従是一同罷越可押入旨申之候内、測崎村百姓定右衛門・穢多与三右衛門者最初同意仕候得共、相残罷在度旨申之ニ付、左候得者、跡ニ而配分も可致心得ニ而、其段兩人江も申聞、源兵衛

頭取、松兵衛・善蔵并私共都合四人ニ而、平蔵方其夜九ツ時頃立出候処、源兵衛・善蔵者土地之者ニ付、道筋も功者ニ有之、案内仕、瀧水寺江罷越、台所口者源兵衛押明候ニ付、私者メリ之有無不弁、夫より一同押入候処、下男者右之台所ニ臥り罷在候得共、老人之義、手向ひいたし候ハ、其時者兎も角も可斗存声立申聞敷旨申聞、夫より住寺之寝所江押入、衣類・諸道具有所相尋候処、打驚候様子ニ候へとも、同類大勢之義ニ付、任申逐一相教候ニ付、夫々奪取、四人ニ而持返ス途中、与三右衛門出向ひ罷在、露頭仕候而ハ如何之旨申聞、同人差図ニ而、先ツ松兵衛船江持行候方可然旨申之ニ付、任其意候所、則同人も手伝ひ積具候間、翌七日者、同類一同松兵衛船江乗組出帆いたし、八日昼時倉敷村江着船仕、夫より子位庄村江罷帰候義者、定右衛門・与三右衛門兩人申立候通無相違、源兵衛者村内穢多又吉方江罷越候者ニ候得共、留守ニ付、止宿之義、与三右衛門ヲ以頼候間、其夜者右兩人并忠兵衛共一宿為致候処、翌朝ニ相成、源兵衛者又吉方江罷越、偕又私者忠兵衛ニ子牛壳遣し候約束ニ付、近村々ニ而漸式疋買請、同人江相渡候処、右牛之子牽連、同十二日忠兵衛帰村仕、同人者右同類ニ者無御座、同日源兵衛

義私方江罷越、盜取候雜物可売払旨ニ而、相談いたし候間、任其意隣郷倉敷村ニ而売捌可申存、与三右衛門も同類之義ニ付、三人連ニ而罷越候途中、倉敷村古着屋万次郎と申者ニ行逢、幸之義ニ存、同人江右之雜物買取候義ヲ私より及相談候処、慥成物ニ候ハ、可買請旨申之候ニ付、氣遣敷品ニ無之旨致挨拶候間、約束調、右雜物者小豆嶋之者相払候義ニ而、未舩中ニ有之候間、倉敷村端れ前神川迄罷越呉候様申間、其所江万次郎ヲ連行、舩頭松兵衛江右古着為取出、毛氈壹枚・木綿夜着・蒲団・同古袷共、都合四品代銀四拾目ニ壳渡、右之銀子者源兵衛請取、同人者舩ニ而暫休足仕候旨ニ付、与三右衛門同道ニ而罷帰候処、源兵衛も跡より私方江罷越候砌、与三右衛門と何角申談候而、源兵衛者又吉方江罷帰候処、其後与三右衛門より私江右盜物配分者錢七博文差遣候間、請取候得共、与三右衛門申立候通、源兵衛より配分請取候覺無之、且又同十四日ニ至り、源兵衛・与三右衛門申合、右壳殘候盜物相払候義ニハ不携段申上候ニ付、被仰聞候者、去申三月六日之夜、池田村瀧水寺江同類申合押入、衣類・諸道具盜取候者、品々有之候ニ付、古着之外、家財・諸道具等者何れへ売払候哉、有体可申立、殊ニ与三右衛門者私盜物代銀

御穿鑿者口書(寛政十一年) Ⅲ

配分請候義ハ、源兵衛より請取候趣者耽と承候旨申之、左候得者、同人と申合夫々売捌遣し、銀子も過分貪取候義共相聞へ、且者是迄小豆嶋百姓家所々江押入、品々奪取候義ニ可有之、其外一件引合之者申口符合不致義等、有体可申立旨、再応牢問御吟味御座候ニ付、猶又申上候者、瀧水寺江押入、衣類・諸道具共品々奪取、同類一同舩江持運ひ、其夜右舩ニ臥り候得共、翌朝者与三右衛門方江引取候ニ付、跡ニ而家財・諸道具者、頭取候者如何取斗候哉不弁、測崎村穢多善藏者子位庄村へ罷越候、同舩者不致、居殘候上者、無宿源兵衛馴合、家財・諸道具者其者へ配分差遣候義共被相察候間、夫々御吟味奉頼候、且又与三右衛門者嶋方之者ニ付、源兵衛・善藏杯へ対談者隔意も無之義ニ付、盜物売払過分之銀子貪取候者、右三人之者ニ有之、依而者与三右衛門申立候通、源兵衛より私銀子配分請候義ニ無之、与三右衛門耽与相渡候ニ無相違、其外百姓家へ盗に入候義決而無御座、畢竟平藏方ニ而酒吞合醉候紛ニ、源兵衛ニ被勸同類申合、押入品々奪取候義者、今更後悔仕候旨申上候ニ付、被仰聞候者、申争迄者難御取用、讚州小豆嶋江牛商ニ罷越、同嶋之内、測崎村穢多与三右衛門方ニ止宿いたし候砌、村内穢多平藏方ニ而、同村穢多

善藏・無宿源兵衛、并同船いたし罷越候塩飽嶋穢多松兵衛四人申合、小豆嶋池田村瀧水寺江押入、衣類・諸道具奪取、同類一同在所子位庄村江持帰、右盗物売捌配分請候始末、不屈之旨、御吟味請、無申披奉誤入候右之通相違不申上候、已上

酉月

善助（左大指）

柘植又左衛門様

御役所

前書之通申上候ニ付、私共御吟味ニ御座候、然処、善助義村内穢多ニ而、農業之外、牛商いたし候者無相違、一躰是迄盗悪事仕候義者無之候得共、不身持成者ニ而、既ニ御吟味筋有之、御領主様御役場江被召捕候処、申分者相立候得共、未入牢中、猶又当御役所より御掛合に相成、今般御吟味御座候処、小豆嶋池田村寺院江、同類申合押入盗いたし候段、及白状、始而承知仕、善助親類・組合共一同奉恐入候、私共ニ至迄、何ニ而も始末者不相弁義ニ付、何分御聞濟奉願上候、已上

右

子位庄村

穢多善助親類

利平次（左大指下付番△）

組合 伝十郎印
名主 治左衛門印

下付番
△善助厄介ニ付爪印

御名領分

備中国窪屋郡真壁村之内

字中原穢多

三之丞事

三兵衛申口

西四十歳

私儀、舅隣郷子位庄村穢多善助盗いたし候始末、御吟味御座候

此段申上候、私儀、無高ニ而、夫婦式人暮ニ有之、農業之外、村内渡守仕罷在候、且又女房しゆん八子位庄村穢多善助娘ニ而、三ヶ年已前未年私方江引取候得共、未村役人江申立、宗門送手形者不取置候間、子位庄村人別之ものニ候処、右子位庄村者御領主様御役人中御立入ニ而、宗門人別御改有之段、村役人より達御座候付、善介他出仕罷在候間、私ニ迎ひニ参り呉候様、姑より申越候間、去申三月五日朝出立、備前国田井村迄

罷越、夫より渡海仕、同日七ツ時過小豆嶋湖崎村江着仕、善助旅宿与三右衛門方相尋候処、善助罷在候付、用向申通致承知候間、同夜者善介一同与三右衛門方江致止宿、翌六日者私便船さへ有之候得者、忝人立不〔可カ〕罷帰心底ニ候処、風波ニ出船難成、与三右衛門隣家忠兵衛与申者方江咄ニ参り、一旦夕方与三右衛門方江引取、善介一同夜食相用、猶又忠兵衛方江罷越、彼是咄合罷在候内、風波も静ニ相成候旁、類ニ帰村仕度候間、便船之儀、忠兵衛江申談候得共、差当渡海いたし候者無之、いつれニも与三右衛門与対談およひ候様申教候間、同夜九ツ時過、同人方江罷越候砌者、与三右衛門義臥り罷在候付、表口戸敲ながら、善助宅内ニ居候哉之旨相尋候上、夜中ニも出船有之候得者、忝人立相帰り度、便船尋具候様申入候処、与三右衛門相答候者、善助者他出仕未罷帰、深更ニおよび便船相尋候迎、急ニ埒明候事ニ無之、いつれにも明日之沙汰ニ可致旨申之、取敢不申候間、猶又忠兵衛方江罷越、同人方ニ一宿仕候間、善助盗ニ入候義者不相弁、翌七日早朝目覚候上、与三右衛門方江立戻候所、善助も罷在、供ニ帰村仕候様申之候内、忠兵衛も子位庄村へ牛買ニ罷越候旨ニ而、同人者所持之船用意仕、善助同船仕候、

御穿鑿者口書（寛政十〇十二年）Ⅲ

塩飽嶋松兵衛船も出船之支度相整候所、兼而知ル人ニも無之者共大勢便船相頼、思々右式艘之船江乗移、昼時出帆仕候処、同夜者雨降出シ渡海難抄取、翌七日程時、備中国倉敷村端れ字前神与申所江着仕、私者同船之ものより先江上陸いたし、子位庄村善助方江立寄、同人家内之もの江善介召連帰村仕候旨申通、善助不罷帰已前暇乞仕、早速在所江帰候間、善介義、小豆嶋ニ而盗仕候始末者、今般之御吟味ニ而始而承知仕、驚人候義ニ御座候、前書申上候通、私者右同類ニ加り候義者勿論、盗物配分請候義等、曾而無御座候間、何分御聞濟奉願上候

右之通相違不申上候、以上

下付帯

△印形失念爪印

三兵衛（左大指△）

右三兵衛組合

西 十月晦日

伴右衛門 印

組頭

楨右衛門 印

柘植又左衛門様

御役所

『藩法集1岡山藩下』(四〇三頁・1958年)

法例集拾遺卷九罰事 天 六九〇号

又左衛門殿御陣屋へ早々指出候様申來候、右二付御指
向方左之通可有御座候哉、

六九〇 「倉敷へ咎人被指立始末之事」

子位庄村穢多 善助
右之者手錠腰繩付、四手駕籠細引網懸、

寛政十二年申 「穿鑿留六百六十五番下」

一目明一人
一道中付添御郡方浮足輕二人

一備中子位庄村穢多善助倉敷へ被指立事

一浮足輕小頭一人
一備中構御郡目付一人

柘植又左衛門御代官所讃州小豆島淵崎村百姓定右衛門

右之通三て御差向可有御座候哉、此段御噂申上候、已

・穢多與三右衛門・善藏・備中国淺海村穢多源藏怪敷

上

風聞有之候内、善藏ハ逃去候由三て、定右衛門・與三

津田源右衛門

右衛門・源藏召捕相糺候處、御領分同國子位庄村穢多

善助・又吉申合、當三月中讃州小豆島之内寺院百姓家

七月

等にて致盜候趣申立候付、又左衛門方より及懸合候處、

一七月廿一日差立、

又吉は逃去、善助召捕被置候由三て、取計方之義又左

一同廿四日御陣屋御白洲ニて吟味有之、村役人・御郡目

衛門申聞候間、伺之上依安藤對馬守殿御差圖、一件之

付山口右衛門九郎立會、其後々兎角御吟味長引候付、

者共又左衛門於陣屋吟味詰可申聞旨申渡候、同人方よ

依指圖村役人殘置、廿八日右衛門九郎ハ一ト先引取、

り掛合次第、善助ハ引渡し、其外引合等有之候ハ、引

一西五月尚又吟味立會罷越候様申來、廿六日右衛門九郎

渡、吟味之節彼地役人立會有之候様存候、已上

罷越、追々御吟味有之、漸白状致候付、六月十三日右

申七月

菅沼下野守

衛門九郎引取歸、

御名殿留守居

一戊三月廿七日善助外四人倉敷牢拔致し候由三て、尋人

右於江戸御留守居御呼出、菅沼殿被仰渡、

加勢乞來候付、内用足輕三手先之者相添三人程宛出之、

一此間御移合御座候備中子位庄村穢多善助義、倉敷柘植

一善助兄子位庄村利平次不審有之間、指越候様申來候付、

四月四日被差立、指立方手當善助通也、

一 四月十日牢拔之内、淵崎ノ與三右衛門を保木ニて捕候付、倉敷へ被指立、指立方右同斷、但、御郡目付ハ前ニ倉敷へ

參込居候付別人不添、

一 六月六日善助懸り合子位庄村穢多文吉、倉敷へ被差立、

和田次郎右衛門召連罷越、吟味之上村預ニ相成、同十

二日召連歸ル、

〔若干刊行本と異なる印字有り〕

本稿では岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵典籍中から未公刊史料として寛政八〜文化三年迄、及び文化十年の『留帳』「刑罰附宥免」中の関係者の追払史料等、及び小豆島強盜事件⁹⁴善助の關係記録「備中子位庄村穢多善助小豆嶋瀧水寺ニ而致押取候一件」、及び編纂された本冊子申口と対比の為に、寛政五年の村民三人殺害の神職の申口を部分的に掲載した。掲載を許可された岡山大学附属図書館に御礼を申し上げます。また持ち込む案件に素早く対応頂いた岡山県立記録資料館閲覧室の方々にも、前号同様感謝申し上げます。